

枚方市立地適正化計画の改定について [概要版]

1. 立地適正化計画について

全国的な人口減少・少子高齢化などを背景にして、平成26年に都市再生特別措置法が改正され、新たに市町村が都市計画マスタープランの一部として、都市再生基本方針に基づき、立地適正化計画を作成することが可能となりました。

この立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住や医療・福祉・商業などの都市機能増進施設を適切に誘導することによる集約型都市構造の実現や、公共交通に関する施策などを位置づけ、コンパクトなまちづくりと交通施策などの連携といった「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を実現するための計画となっています。

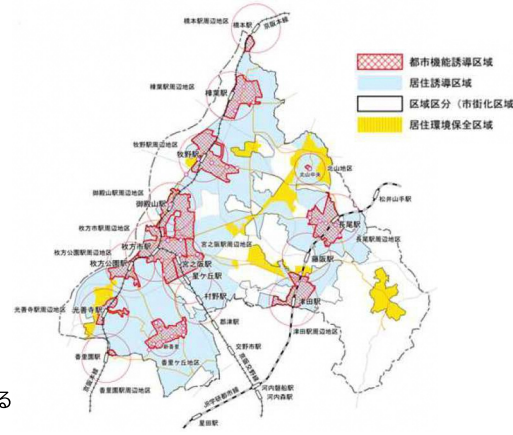
本市では、平成29年3月に本計画を作成し、目標を達成するために必要となる居住及び都市機能に関する施策等の取り組みを進めています。

より便利な都市を実現させていくこと + 公共交通ネットワークを充実させること

自家用車に過度に依存しなくても利便性が高く住みやすい都市を実現していきます

【誘導区域等の設定状況】

	面積 (ha)
枚方市	約6512
市街化区域	約4192
居住誘導区域	約3595
都市機能誘導区域	約861
居住環境保全区域	約441



【誘導施設の設定状況】

病院、診療所、商業施設、保育所、幼稚園等
図書館、文化施設、行政サービス施設
※各地区の都市機能誘導区域ごとに設定している

居住に関する目標値	都市機能に関する目標値	公共交通に関する目標値
約88人/ha 居住誘導区域内の人口密度	約90% 誘導施設の立地	約84% 最寄りの公共交通のアクセシビリティ

2. 改定の背景

近年、頻発・激化する自然災害に対応した安全なまちづくりを推進するため、令和2年9月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に「防災指針」に関する事項を記載するものとされたことから、本計画の改定を行います。

また、防災指針の記載に伴い、都市機能誘導区域及び居住誘導区域の見直しを検討するほか、令和3年度に実施する中間検証の内容を反映します。

3. 改定のポイント

立地適正化計画の構成

- はじめに
- 第1章 枚方市を取り巻く状況と課題
- 第2章 立地適正化計画の基本的な方針等
- 第3章 居住及び都市機能について
 - (1) 誘導区域等 **ポイント①③**
 - (2) 誘導施設等
 - (3) 建築物等の届出に関する事項
 - (4) 居住及び都市機能に関する取り組みについて **ポイント③**
- 第4章 防災指針 **ポイント②**
- 第5章 目標値の設定、計画の評価等
 - (1) 目標値の設定 **ポイント②**
 - (2) 計画の評価等
- 第6章 計画の実現に向けて

ポイント① 誘導区域等の見直し

近年、頻発・激化する水災害に対応するために、洪水浸水想定区域の一部を居住誘導区域から除外するもの

ポイント② 防災指針の作成

防災・減災まちづくりにむけて、水災害リスクの分析と課題抽出を行い、課題を踏まえた取り組み方針に基づき、具体的な取り組みや目標値を検討するもの

ポイント③ 中間検証の反映

令和3年度に実施する中間検証の内容を反映するもの

※詳細は次頁参照

4. 改定の主な内容

ポイント① 誘導区域等の見直し P77-P86

近年、頻発・激化する水災害に対応するには、リスクの低い地域へ居住や都市機能を誘導するなど、コンパクトで安全なまちづくりを推進することが重要です。

平成27年に改正された水防法第14条で規定する洪水浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨により河川の氾濫等が発生した場合に浸水が想定される区域であり、発生する確率は非常に低い一方で、河川整備等のハード対策では対処が困難となる大規模な洪水を想定しています。

本市は既存市街地を中心に水災害リスクのある地域が広範囲に分布していることから、防災・減災対策によりリスクを軽減しつつ、一定のリスクがあることを認識し、受け止めたうえでまちづくりを進めていく必要があります。一方で、リスクが高く居住や都市機能の立地を避けるべき地域については、都市的土地利用や居住の誘導を図るべきではないと考えます。

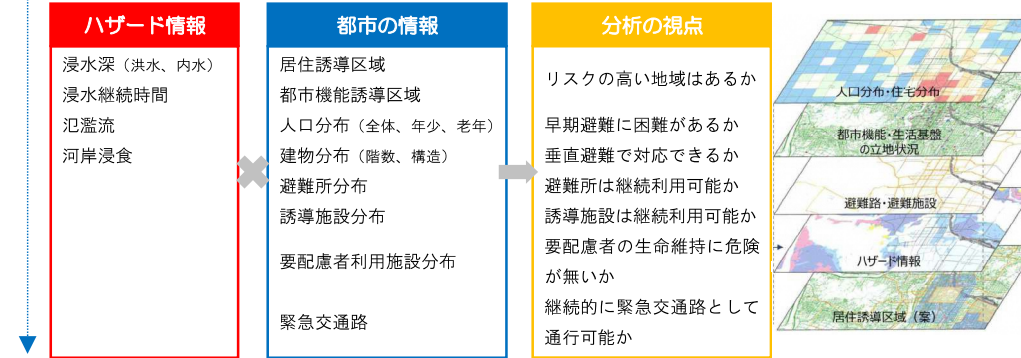
これらのことを踏まえ、水災害リスクや発生確率などに応じて必要なハード対策とソフト対策を検討することを前提に、右記のとおり人命に関わるような深刻な被害に繋がる可能性が高いリスクで、その発生頻度が高いエリアは、居住誘導区域に含めないこととします。

また、中間検証において課題とされた、居住誘導区域内の生産緑地地区のうち「行為の制限が解除された生産緑地地区」は居住誘導区域に含めるものとします。

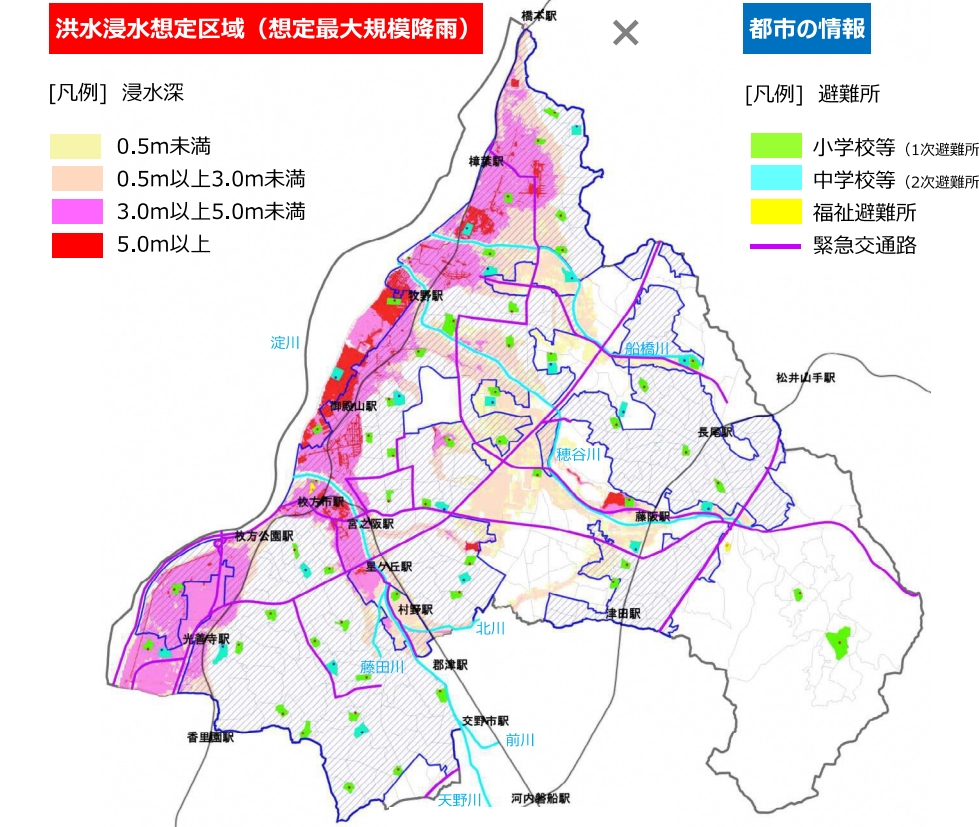
ポイント② 防災指針の作成 P117-P130

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取り組みと併せて立地適正化計画に定めるものです。

① ハザード情報と都市の情報を重ね合わせることで、災害リスクの分析を行い、防災上の課題を抽出します。

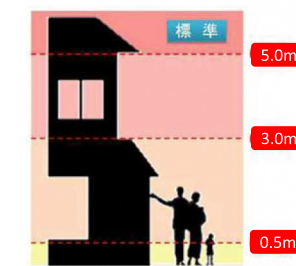


重ね合わせ結果の一例 ※この図は居住誘導区域に含めないこととする区域を示したものではありません



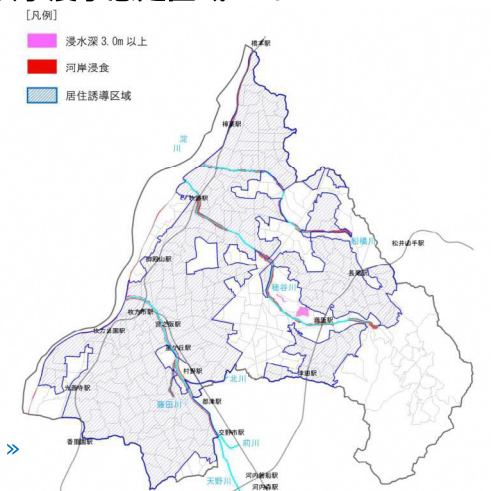
▼居住誘導区域に含めないこととする洪水浸水想定区域 P78

＜計画規模降雨（年超過確率 1/100程度）＞
浸水深3.0m以上



国土交通省
洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）より

＜想定最大規模降雨（年超過確率 1/1000程度）＞
家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）



手順② 抽出した課題を整理し、取り組みの方針を設定します。

手順③ 取り組みの方針を踏まえ、ハード・ソフト両面から災害リスクの回避・低減に必要な具体的な取り組みとスケジュールを設定します。

具体的な取り組み	実施主体	実現時期の目標		
		短期 5年	中期 10年	長期 20年
災害リスク回避	市	●	●	●
土砂災害特別警戒区域内住宅の移転・補強補助制度	府・市 市民・事業者	●	●	●
地区計画制度や土地区画整理事業等による宅地地盤の嵩上げ等	市・事業者	●	●	●
河川改修の推進（穂谷川、前川）	府	●	●	●
河川施設等の点検・整備	国・府・市	●	●	●
下水道床上浸水対策事業	市	●	●	●
公共下水道、排水路、管渠及び雨水ポンプの整備・充実	市	●	●	●
雨水流出抑制施設等の設置を推進・指導	市・事業者	●	●	●
高齢者施設等の水害対策強化事業 障害者施設等における防災・減災対策	市・事業者	●	●	●
緊急交通路等の都市計画道路整備を推進	国・府・市	●	●	●
緊急交通路等の計画的な維持管理や効率的な無電柱化を推進	国・府・市	●	●	●
通学路等の安全確保や道路空間再配分整備を推進	市	●	●	●
止水板の設置	市・市民・事業者	●	●	●
防災ガイドの作成・全戸配布	市	完了済み		
住民の防災知識の普及と意識啓発	市・市民	●	●	●
学校安全計画に基づく安全教育的充実	市・市民	●	●	●
地区防災計画の策定	市・市民	●	●	●
要配慮者利用施設の避難確保計画作成	市・事業者	●	●	●
避難行動要支援者全体計画の策定	市・市民	●	●	●
防災訓練の実施・指導	市・市民	●	●	●
緊急物資等の確保・備蓄	府・市	●	●	●
市公式LINE等による積極的な情報発信	市	●	●	●
災害協定の締結	市・事業者	●	●	●

手順④ **防災に関する目標値**を設定します。P133
地域の特性や災害リスクに応じた小学校区単位での地区防災計画の策定率
100%（令和8年）

ポイント③ 中間検証の反映 P111-P116

▶居住及び都市機能に関する取り組みについて、施策内容を追加・更新

新旧説明資料

旧	
目次	
はじめに	
(1)計画作成の背景と目的	1
(2)計画の位置づけ	4
(3)上位計画等	5
(4)計画期間	9
(5)将来の人口	9
第1章 枚方市を取り巻く状況と課題	
(1)少子高齢化、人口減少	1 1
(2)市街地の拡大	1 8
(3)公共交通	2 2
(4)都市機能の立地	3 7
(5)災害	5 8
(6)公共施設	6 2
第2章 立地適正化計画の基本的な方針等	
(1)対象区域	6 7
(2)目標及び基本的な方針	6 8
第3章 居住及び都市機能について	
(1)誘導区域等	7 5
(2)誘導施設等	8 5
(3)建築物等の届出に関する事項	1 0 8
(4)居住及び都市機能に関する取り組みについて	1 0 9
第4章 目標値の設定、計画の評価等	
(1)目標値の設定	1 1 5
(2)計画の評価等	1 1 8
第5章 計画の実現に向けて	
(1)市民、事業者、行政などによる連携・協働の推進	1 1 9
(2)民間活力の導入	1 1 9
付属資料編	
(1)枚方市都市計画審議会審議経過	資料 1
(2)都市構造の評価	資料 4
(3)市民意見等の反映	資料 6
(4)用語集	資料17



新	
目次	
はじめに	
(1)計画作成の背景と目的	1
(2)計画の位置づけ	4
(3)上位計画等	5
(4)計画期間	9
(5)将来の人口	9
第1章 枚方市を取り巻く状況と課題	
(1)少子高齢化、人口減少	1 1
(2)市街地の拡大	1 8
(3)公共交通	2 2
(4)都市機能の立地	3 7
(5)災害	5 8
(6)公共施設	6 4
第2章 立地適正化計画の基本的な方針等	
(1)対象区域	6 9
(2)目標及び基本的な方針	7 0
第3章 居住及び都市機能について	
(1)誘導区域等	7 7
(2)誘導施設等	8 9
(3)建築物等の届出に関する事項	1 1 0
(4)居住及び都市機能に関する取り組みについて	1 1 1
第4章 防災指針	
(1)防災指針とは	1 1 7
(2)水災害リスクの分析	1 1 8
(3)課題の整理と取り組みの方針	1 2 9
(4)具体的な取り組みとスケジュール	1 3 0
第5章 目標値の設定、計画の評価等	
(1)目標値の設定	1 3 1
(2)計画の評価等	1 3 4
第6章 計画の実現に向けて	
(1)市民、事業者、行政などによる連携・協働の推進	1 3 5
(2)民間活力の導入	1 3 5
付属資料編	
(1)枚方市都市計画審議会審議経過	資料 1
(2)都市構造の評価	資料 4
(3)市民意見等の反映	資料 6
(4)用語集	資料18

改定の内容	
P2	立地適正化計画の概要について、法改正の内容を反映
P5	東部大阪都市計画区域マスタープランの改定経過を反映
P58	洪水災害、内水災害及び土砂災害の情報を更新
P72	保留区域が変更されたことを受けて、土地利用方針図を更新
P77	<input checked="" type="checkbox"/> 生産緑地地区のうち、行為の制限が解除されたものは居住誘導区域に含めるものとする内容の改定 <input checked="" type="checkbox"/> 居住誘導区域に含めないこととする災害のおそれがある区域に、 洪水浸水想定区域 を追加 <input checked="" type="checkbox"/> 居住環境保全区域に洪水浸水想定区域を追加
P112	<input checked="" type="checkbox"/> 居住に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 空き家に関する施策の進展状況を反映。また、民間開発を通じた指導・誘導に取り組む方針を追加 <input checked="" type="checkbox"/> 都市機能に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 都市再生整備計画事業の進展状況及び枚方市駅周辺再整備と光善寺駅周辺整備の進展状況を反映 ▶ 令和2年1月に策定した「緩和制度を活用した都市拠点形成誘導ガイドライン」の内容を追加
P117	<input checked="" type="checkbox"/> 都市再生特別措置法の改正により、 防災指針 を追加 防災・減災まちづくりに向けて、水災害の情報と都市の情報を重ね合わせるにより、水災害リスクの分析と課題抽出を行い、課題を踏まえた取り組み方針に基づき、具体的な取り組みとスケジュールを記載
P133	「地区防災計画の策定について」 防災に関する目標値を追加
資1	枚方市都市計画審議会の経過と委員名簿を更新
資6	改定に向けたパブリックコメントの概要を追加

枚方市立地適正化計画

枚 方 市

目次

はじめに

(1) 計画作成の背景と目的	1
(2) 計画の位置づけ	4
(3) 上位計画等	5
(4) 計画期間	9
(5) 将来の人口	9

第1章 枚方市を取り巻く状況と課題

(1) 少子高齢化、人口減少	11
(2) 市街地の拡大	18
(3) 公共交通	22
(4) 都市機能の立地	37
(5) 災害	58
(6) 公共施設	64

第2章 立地適正化計画の基本的な方針等

(1) 対象区域	69
(2) 目標及び基本的な方針	70

第3章 居住及び都市機能について

(1) 誘導区域等	77
(2) 誘導施設等	89
(3) 建築物等の届出に関する事項	110
(4) 居住及び都市機能に関する取り組みについて	111

第4章 防災指針

(1) 防災指針とは	117
(2) 水災害リスクの分析	118
(3) 課題の整理と取り組みの方針	129
(4) 具体的な取り組みとスケジュール	130

第5章 目標値の設定、計画の評価等

(1) 目標値の設定	131
(2) 計画の評価等	134

第6章 計画の実現に向けて

(1) 市民、事業者、行政などによる連携・協働の推進	135
(2) 民間活力の導入	135

付属資料編

(1) 枚方市都市計画審議会審議経過	資料1
(2) 都市構造の評価	資料4
(3) 市民意見等の反映	資料6
(4) 用語集	資料18

はじめに

(1)計画作成の背景と目的

本市は、昭和 30(1955)年代から昭和 40(1965)年代にかけて、香里団地やくずはローズタウンが完成するなど、計画的な住宅整備や駅前開発などが行われ、高度経済成長期の終焉頃の昭和 45(1970)年から昭和 55(1980)年にかけて、他都市からの人口流入により、総人口が急速に増加し、それに伴い住宅地を中心とした市街地が拡大してきました。

総人口は、昭和 50(1975)年代に約 35 万人を超えて以降、近年に至るまで緩やかに増加しつづけ、平成 22(2010)年においては約 41 万人となりました。

こうした人口増加とともに、多くの市民が生活し、住みやすく良好な居住環境の住宅地などを有した都市へと発展を遂げました。

これまで増加の一途をたどっていた総人口は、既に減少傾向に転じており、国立社会保障・人口問題研究所や本市が実施した人口推計によると、将来的に総人口は緩やかに減少していくとともに、少子高齢化が進展していくことが推計されており、これまでにない局面を迎えつつあります。

こうした社会情勢の変化などに対応するため、本市の最上位計画として平成 27(2015)年度に策定した「第 5 次枚方市総合計画」では、「持続的に発展し、一人ひとりが輝くまち 枚方」をめざすまちの姿とし、あらゆる部門からの施策を展開することとしています。

国においては、全国的な人口減少・少子高齢化などを背景にして、平成 26(2014)年に都市再生特別措置法を改正し、新たに市町村が都市計画マスタープランの一部として、都市再生基本方針に基づき、立地適正化計画を作成することが可能となりました。

この立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住や医療・福祉・商業などの都市機能増進施設を適切に誘導することによる集約型都市構造の実現や、公共交通に関する施策などを位置づけ、コンパクトなまちづくりと交通施策などとの連携といった「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を実現するための計画となっています。

こうしたことから、都市計画法第 18 条の 2 に基づき市の都市計画の基本的な方針を示す「枚方市都市計画マスタープラン」について、コンパクトで計画的な都市づくりなど、本市のこれからの都市づくりの指針となるよう改定を行うとともに、それに併せて立地適正化計画の作成を行います。

この計画においては、「枚方市都市計画マスタープラン」で示されためざすべき将来都市像などを踏まえて、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針や、居住及び都市機能の誘導に必要な事項などについて位置づけを行います。

また、本市においては、枚方市 SDGs 取組方針を策定し、SDGs の達成に向けた取り組みを推進しています。SDGs（持続可能な開発目標）は、令和 12(2030)年のあるべき姿を「誰一人取り残さない」としており、「第 5 次枚方市総合計画」のめざすまちの姿と親和性が高く、立地適正化計画における都市全体の観点からのまちづくりの取り組みは、SDGs の環境・社会・経済の 3 側面における統合的な取り組みにつながります。そのため、立地適正化計画に基づくまちづくりにおいて、SDGs 達成に向けた取り組みを推進していきます。

《立地適正化計画制度の概要》

◆立地適正化計画制度の背景

多くの地方都市では、これまで郊外開発が進み市街地が拡散してきましたが、今後は急速な人口減少が見込まれています。拡散した市街地のままで人口が減少し居住の低密度化が進めば、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業などの生活サービスの提供が将来的に困難な状況になります。

また、大都市では、高齢者が急速に増加する中で医療・介護の需要が急増し、医療・福祉サービスの提供や地域の活力維持が満足にできなくなることが懸念されます。さらに、近年の自然災害の頻発・激甚化等を受けて、防災・減災を主流にした安全・安心な社会づくりが強く求められています。加えて、人口減少・高齢者の増加という人口動態の変化に加え、大都市、地方都市を問わず、社会資本の老朽化が急速に進展しており、厳しい財政制約の下で老朽化への対応もあわせて求められています。

このような中で、出歩きやすく健康・快適な生活を確保すること、子育て世代などの若年層にも魅力的なまちにすること、財政面・経済面で持続可能な都市経営を可能とすること、低炭素型の都市構造を実現すること、さらには災害に強いまちづくりを推進すること等が求められており、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通のネットワークを形成することが重要となっています。

◆立地適正化計画で定める主要な事項

・立地適正化計画区域

計画の対象区域(都市計画区域が対象となる)

・基本的な方針

住宅及び都市機能増進施設(医療、福祉、商業などの利便などのために必要であって都市機能を増進する施設)の立地の適正化に関する基本的な方針

・居住誘導区域

市街化区域内で、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、公共交通や都市機能が持続的に確保されるよう居住を誘導する区域

・居住のために必要な事項

居住誘導に必要な事項として、居住環境の向上、公共交通の確保、都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき事項など

・都市機能誘導区域

居住誘導区域内で、医療・福祉・商業などの都市機能増進施設を都市拠点に誘導することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

・誘導施設

都市機能誘導区域内に誘導する医療・福祉・商業などの都市機能増進施設

・誘導施設を立地させるための必要な事項など

・都市の防災に関する機能の確保に関する指針(防災指針)に関する事項

○その他、以下の事項について立地適正化計画に記載することができるとされています。

- ・都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な事業で、市以外の者が実施する事業
- ・駐車場配置適正化区域等

都市機能誘導区域内で、歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のために駐車場の配置の適正化を図るべき区域や、駐車場の配置及び規模に関する事項

- ・老朽化した都市計画施設の改修に関する事業に関する事項

- ・災害の発生のおそれのある区域に既に立地している住宅や誘導施設について、居住誘導区域等への移転を促進するための事業に関する事項

- ・住宅地の跡地などの管理区域等

居住誘導区域外の住宅地の跡地の面積が増加しつつある区域で、跡地及び跡地の樹木の適正な管理をする区域や指針

◆立地適正化計画に関連して都市計画に定めることができる地域地区

- ・居住調整地域

立地適正化計画の対象区域内で、市街化調整区域を除く居住誘導区域外の区域で、住宅地化を抑制すべき区域

- ・特定用途誘導地区

都市機能誘導区域の内、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を誘導する必要があると認められる区域

- ・居住環境向上用途誘導地区

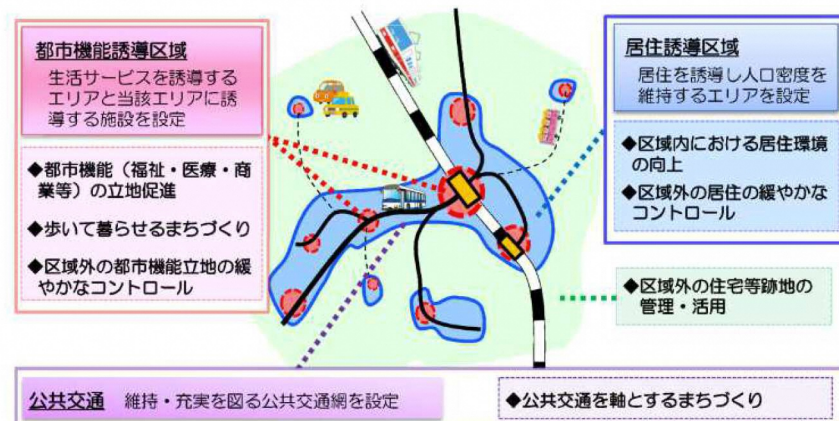
居住誘導区域内において、立地を誘導すべき生活利便施設に限定して用途規制や容積率の緩和を行う区域

◆都市計画法の特例

立地適正化計画が公表されたときは、その基本的な方針は市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)の一部とみなされます。

◆計画の評価

立地適正化計画は、おおむね5年ごとに、記載された施策の実施の状況などの調査、分析及び評価を行うよう努めることとされています。



《国が示す立地適正化計画のイメージ図》

(3)上位計画等

1) 東部大阪都市計画区域マスタープラン

(東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

東部大阪都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2に規定される「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」であり、「大阪府国土利用計画(第四次)」に適合させた上で、東部大阪都市計画区域における都市計画の基本的な方針などを定めたもので、大阪府や市町村が定める都市計画や、市が都市計画に関する基本的な方針として定める都市計画マスタープランは、東部大阪都市計画区域マスタープランに即することとされています。

東部大阪都市計画区域マスタープランは、平成18(2006)年に大阪府都市計画審議会から「成熟社会における大阪の都市づくりのあり方」について答申を受け、それを踏まえて、改定されています。

東部大阪都市計画区域マスタープランは、広域的な観点から都市計画の方向性を示しており、本格的な人口減少社会の到来など、社会経済情勢の変化を踏まえ、行政投資を効率的に行い、都市活力を維持するため、これまでの成長社会に対応するため市街地を拡大してきた方針を転換し、市街地の拡大を抑制するなどの基本的な方針が示されています。

また、平成28(2016)年3月に区域区分の決定に関する方針に係る部分などの改定が行なわれ、令和2(2020)年10月には、目標年次を迎えたため、人口、産業の現状及び将来の見通しと近年の社会情勢の変化を踏まえて、全面的に改定されています。

2) 第5次枚方市総合計画

第5次枚方市総合計画は、基本構想と基本計画で構成されており、個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定するにあたっては、総合計画との整合性を図ることなどとなり、この計画が本市の最上位計画として策定されています。

総合計画では、「めざすまちの姿」を「持続的に発展し、一人ひとりが輝くまち 枚方」とし、効率的にコンパクトなまちづくりを進めるなど、少子高齢化や人口減少に応じた施策を展開することにより、より暮らしやすいまちづくりを進め、更なるまちの魅力の向上を図り、人口減少社会においても発展し続けるまちづくりを進めることとしており、防災、健康、子育て、都市基盤、環境などの様々な部門についての施策などを位置づけています。

(5)災害

1)水害

淀川沿岸から天野川沿岸、穂谷川沿岸及び北部地域にかけて、一定の確率での降雨時の想定によって、洪水災害などの想定区域が市街地にある状況です。

市内の主要な河川については、国が定めた「淀川水系河川整備計画」や大阪府が定めた「淀川水系淀川左岸ブロック河川整備計画」に基づき、河川の計画的な改修や老朽化対策の維持管理などが進められつつあり、災害リスクの軽減を図るため、こうした取り組みを促進させていくことが求められています。

また、一定の確率での降雨時の想定によって、降雨時に河川に排出されない雨水により発生する内水災害の想定区域が市街地にある状況です。

近年、下水道の計画降雨量を超える局地的集中豪雨や台風の発生による水害の不安が高まっており、浸水被害の軽減に向けた下水道の計画的な整備による防災機能の強化などの対策が求められています。

さらに洪水リスクの事前周知や災害時の避難体制の整備など、水害減災対策を引き続き促進させていくことが求められています。

2)地震

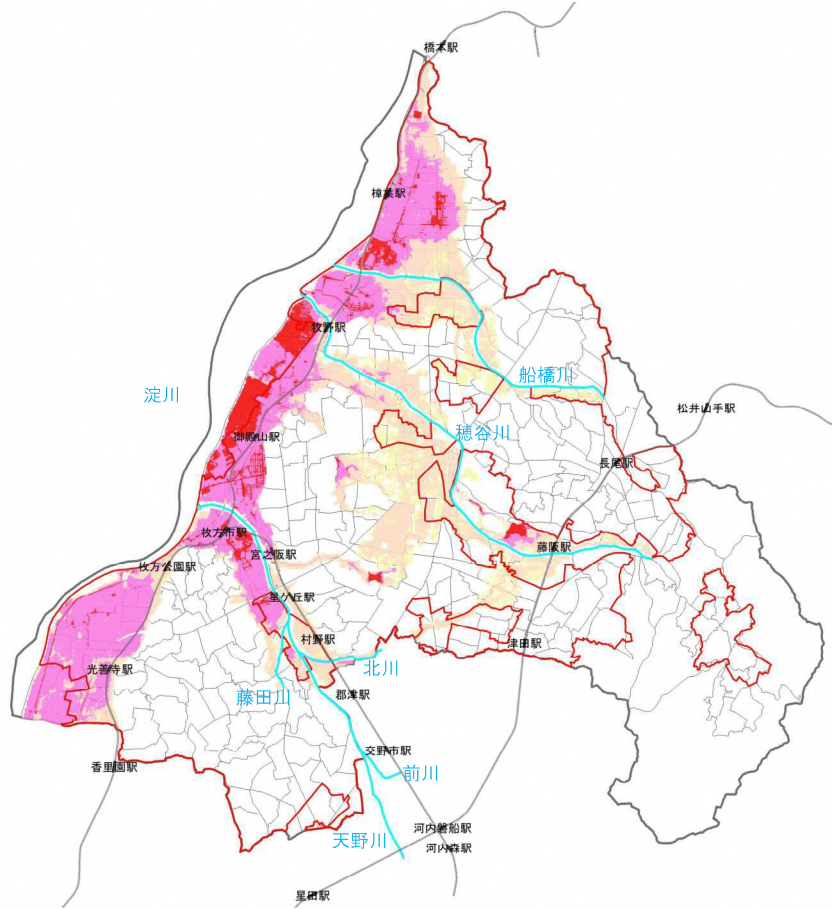
生駒断層帯地震・南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生などの自然災害も予測されており、住民などの避難を軸とした総合的な防災対策への取り組みを促進するとともに、道路、橋梁、上下水道、建築物などの耐震化や不燃化を進めることにより減災を図るなど、災害に強い都市づくりを進めることが求められています。

3)土砂災害

土砂災害については、土砂災害警戒区域が169区域、土砂災害特別警戒区域が158区域指定(令和2(2020)年4月現在)されており、市街化区域内においては局所的であるものの、東部地域においては市街化区域の内外で多く指定がされています。

また、急傾斜地崩壊危険箇所は市内で120箇所あり(平成15(2003)年3月現在)、そのうち市街化区域内において急傾斜地崩壊危険区域が10箇所指定(平成21(2009)年3月現在)、「災害危険区域」は10箇所指定(平成19(2007)年12月現在)されており、土砂災害予防対策を推進していくことが求められています。

○災害想定区域



洪水災害（想定最大規模降雨）

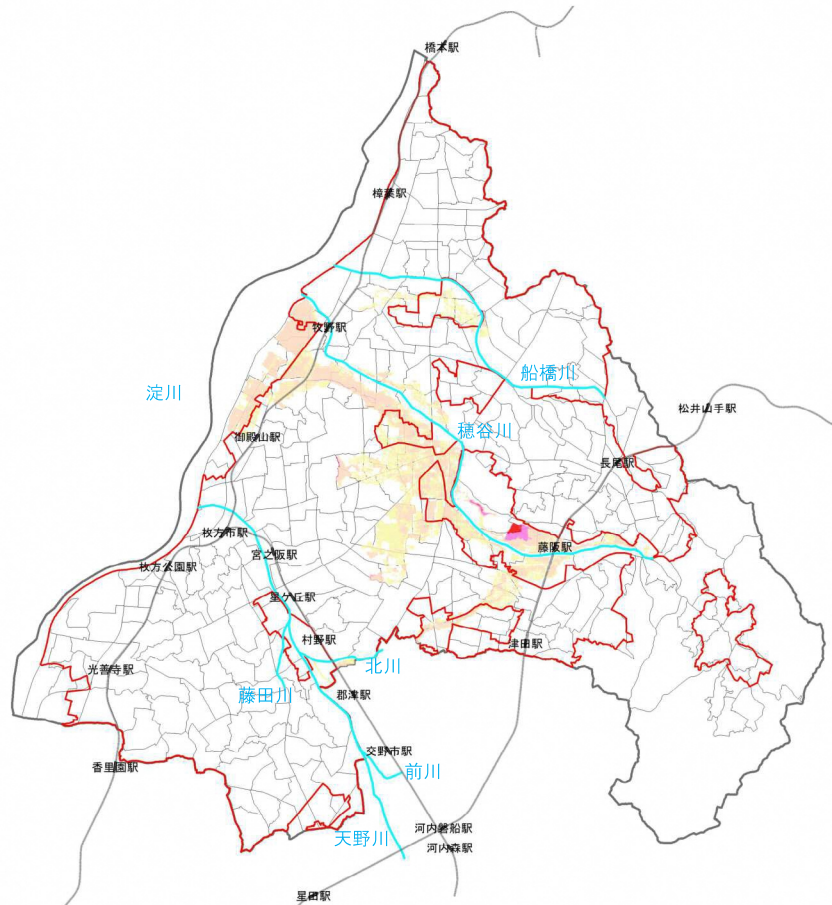
 市街化区域

洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）

浸水した場合に想定される水深

- 0.5m 未満
- 0.5m 以上 3.0m 未満
- 3.0m 以上 5.0m 未満
- 5.0m 以上

注) 図は、淀川、船橋川、穂谷川、天野川、藤田川、北川、前川の洪水浸水想定区域図を重ねて表示



洪水災害（計画規模降雨）

 市街化区域

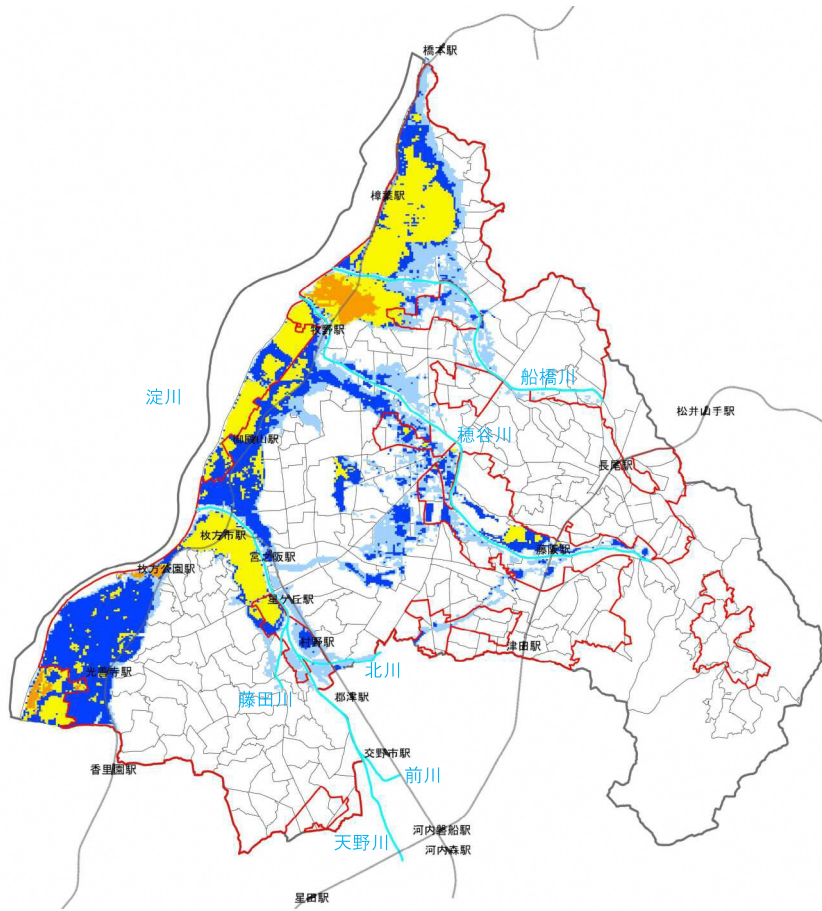
洪水浸水想定区域（計画規模降雨）

浸水した場合に想定される水深

- 0.5m 未満
- 0.5m 以上 3.0m 未満
- 3.0m 以上 5.0m 未満
- 5.0m 以上

注) 図は、淀川、船橋川、穂谷川、天野川、藤田川、北川、前川の洪水浸水想定区域図を重ねて表示

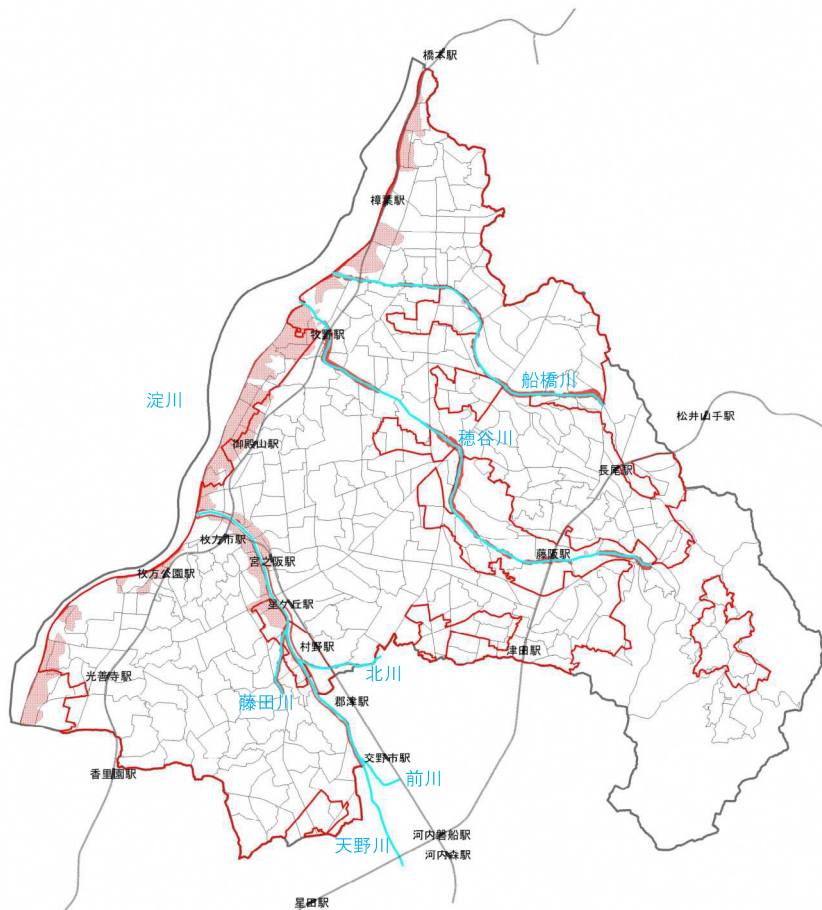
はじめに
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
付属資料



- 市街化区域
- 洪水浸水想定区域（浸水継続時間）**
- 12 時間未満
- 12 時間以上 24 時間未満
- 24 時間以上 72 時間未満
- 72 時間以上 168 時間未満

注) 図は、淀川、船橋川、穂谷川、天野川、藤田川、北川、前川の洪水浸水想定区域図を重ねて表示

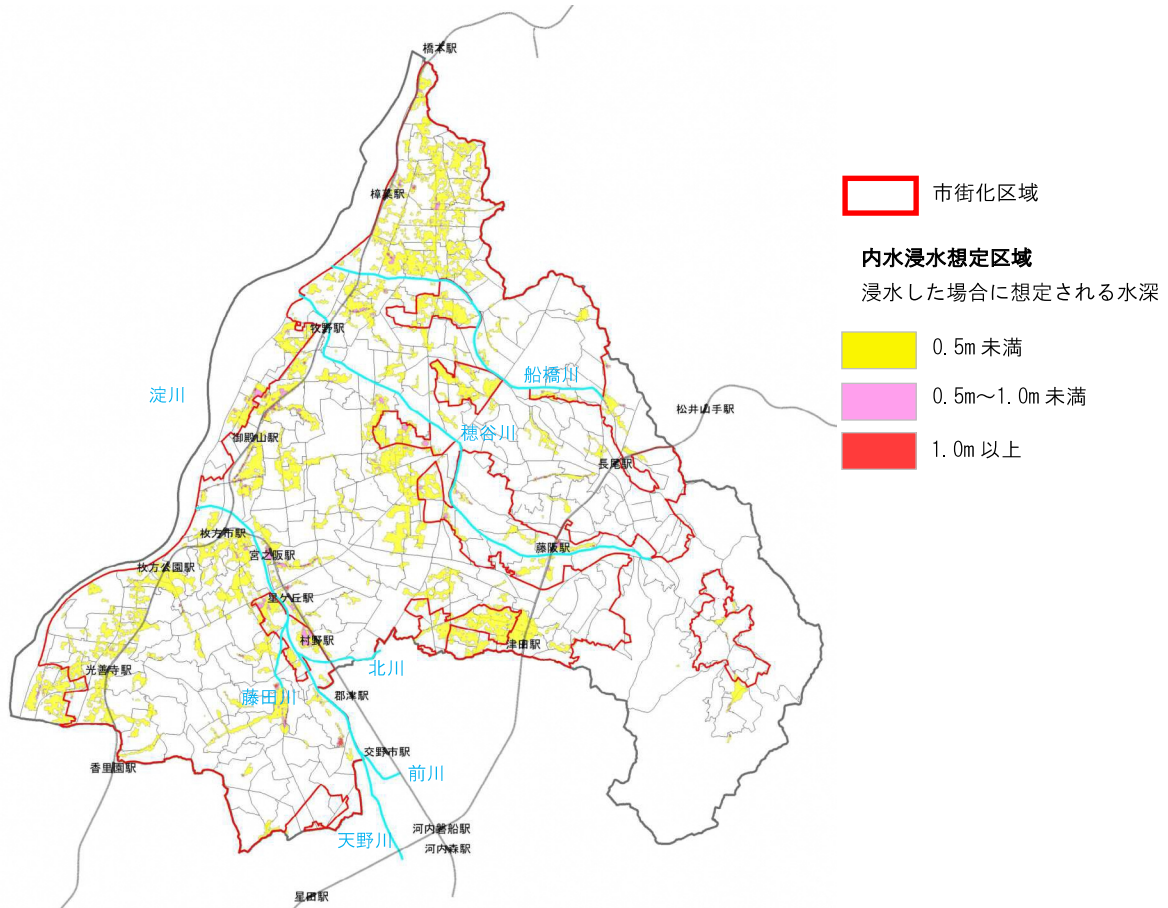
洪水災害（浸水継続時間）



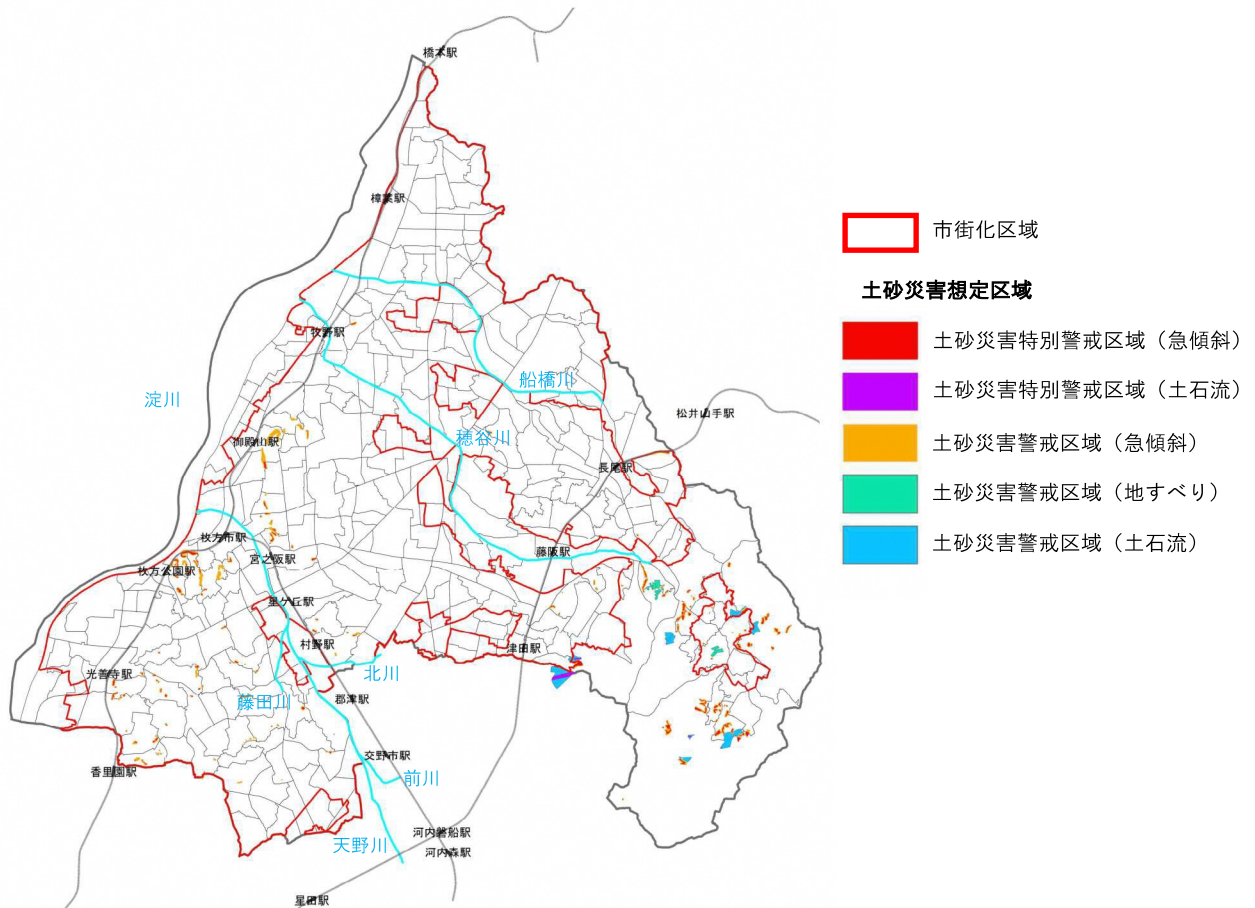
- 市街化区域
- 洪水浸水想定区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）**
- 河岸浸食
- 氾濫流

注) 図は、淀川、船橋川、穂谷川、天野川、藤田川、北川、前川の洪水浸水想定区域図を重ねて表示

洪水災害（家屋倒壊等氾濫想定区域）



内水災害



土砂災害

注)災害情報は、枚方市防災ガイド(令和3年4月発刊)より

注)市街化区域は、令和3(2021)年4月時点

○洪水災害

①洪水浸水想定区域(想定最大規模)

水防法の規定により想定最大規模降雨が発生した場合の流量に基づき算定したもので、浸水した場合に想定される水深と浸水想定区域。

【淀川水系】淀川：枚方地点上流域の24時間総雨量 360mm(宇治川を除く区間)

宇治地点上流域の9時間総雨量 356mm(宇治川)

木津川：加茂地点上流域の12時間総雨量 358mm(淀川合流点～島ヶ原地点)

桂川：羽束師地点上流域の12時間総雨量 341mm

【船橋川、穂谷川、藤田川、北川、前川】24時間総雨量 1150mm

【天野川】24時間総雨量 1038mm

②洪水浸水想定区域(計画規模)

水防法の規定により計画規模降雨が発生した場合の流量に基づき算定したもので、浸水した場合に想定される水深と浸水想定区域。

【淀川水系】本市において、浸水は想定されていない

【船橋川、穂谷川、天野川、藤田川、北川、前川】24時間総雨量 243.8mm

③洪水浸水想定区域(浸水継続時間)

水防法の規定により想定最大規模降雨が発生した場合の浸水の状況を予測したもので、屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある浸水深0.5mに達してからその水深を下回るまでにかかる時間を表示。

④洪水浸水想定区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)

想定最大規模降雨が発生した場合の氾濫流の状況や河岸の浸食幅を予測したもので、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域を表示。

○内水災害

本市で過去に発生した大雨(1時間雨量108mm)が市内全域で降った場合のシミュレーションを本市が行ったもの。(これまでに床上浸水が発生した地域を合成し表示している。)

○土砂災害

大阪府が基礎調査を実施して、土砂災害のおそれのある下記の区域等が指定されたもの。

①土砂災害特別警戒区域(通称：レッドゾーン)

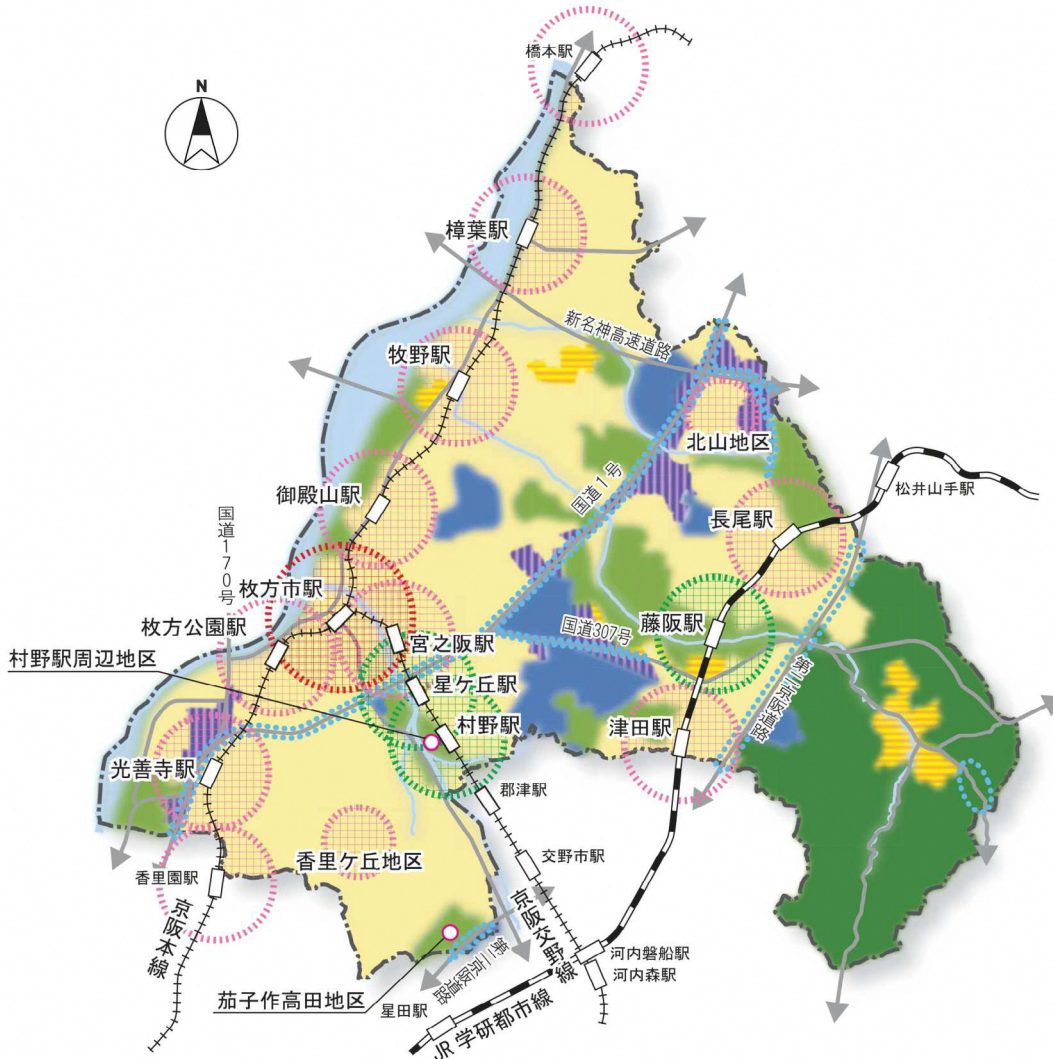
警戒区域の内、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

②土砂災害警戒区域(通称：イエローゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

③土砂災害危険箇所(土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所)

大阪府が実施した調査で判明した土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所。



土地利用方針図

都市的	都市拠点系		広域都市機能集積ゾーン	<table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td>JR学研都市線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>京阪本線、京阪交野線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>幹線道路</td> </tr> <tr> <td></td> <td>河川</td> </tr> </tbody> </table>		JR学研都市線		京阪本線、京阪交野線		幹線道路		河川
		JR学研都市線										
		京阪本線、京阪交野線										
	幹線道路											
	河川											
都市機能集積ゾーン		都市機能集積ゾーン										
生活利便ゾーン		生活利便ゾーン										
居住系	居住ゾーン		居住ゾーン									
	環境共生居住ゾーン		環境共生居住ゾーン									
	工業集積ゾーン		工業集積ゾーン									
産業系	住工協調ゾーン		住工協調ゾーン									
	沿道産業集積ゾーン		沿道産業集積ゾーン									
	環境保全・環境地区	自然環境・農地ゾーン		自然環境・農地ゾーン								
環境共生ゾーン			環境共生ゾーン									
茄子作高田地区・村野駅周辺地区			茄子作高田地区・村野駅周辺地区									

第3章 居住及び都市機能について

(1)誘導区域等

1)居住誘導区域

①居住誘導区域の考え方

居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案して、居住誘導区域の内外にわたる良好な居住環境を確保し、公共投資やその他の行政運営が効率的に行われるように定めるべきものとされています。

本市では、人口減少の中にあっても、区域内の人口密度を一定以上に保つエリアにおいて、都市機能や持続可能な公共交通機能の確保などを図りつつ、安全で快適な居住環境を形成することにより居住の誘導を図るため、居住誘導区域の設定を行います。

なお、市街化調整区域における住宅地などの既成市街地や市街化区域への編入が保留されている保留フレームが解除され、市街化区域へ編入されるなど、区域区分が変更された場合は、整合を図るため必要に応じて居住誘導区域の拡大、又は縮小の検討を行います。

②居住誘導区域の設定

○対象区域

市街化区域のうち、既に住宅地が形成されているなど、将来的にも一定の居住が見込まれ、鉄道駅などの周辺における医療・福祉・商業などの日常生活に必要な施設が確保されるとともに、公共交通機能の確保などが図られることにより利便性が高く、都市機能にアクセスしやすいエリアを対象にして居住誘導区域を設定します。

市内には、住民などの生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある災害の発生が想定される区域や、農業や工業などの居住以外の目的の土地利用を図ることが想定される区域などがあり、居住誘導区域の設定にあたっては、こうした区域を含めないこととします。

なお、区域の界線については、地形地物や用途地域の境界などを踏まえて設定を行います。

(対象区域に含めないこととする区域)

市街化を抑制すべき区域

- ・市街化調整区域(都市計画法第7条)

主として居住以外の目的の土地利用が想定される区域

- ・工業地域(都市計画法第8条)及び準工業地域(都市計画法第8条)で、住工が混在しつつある地域
- ・工業専用地域(都市計画法第8条)
- ・生産緑地地区(都市計画法第8条)

ただし、生産緑地法第14条に該当する区域は除く

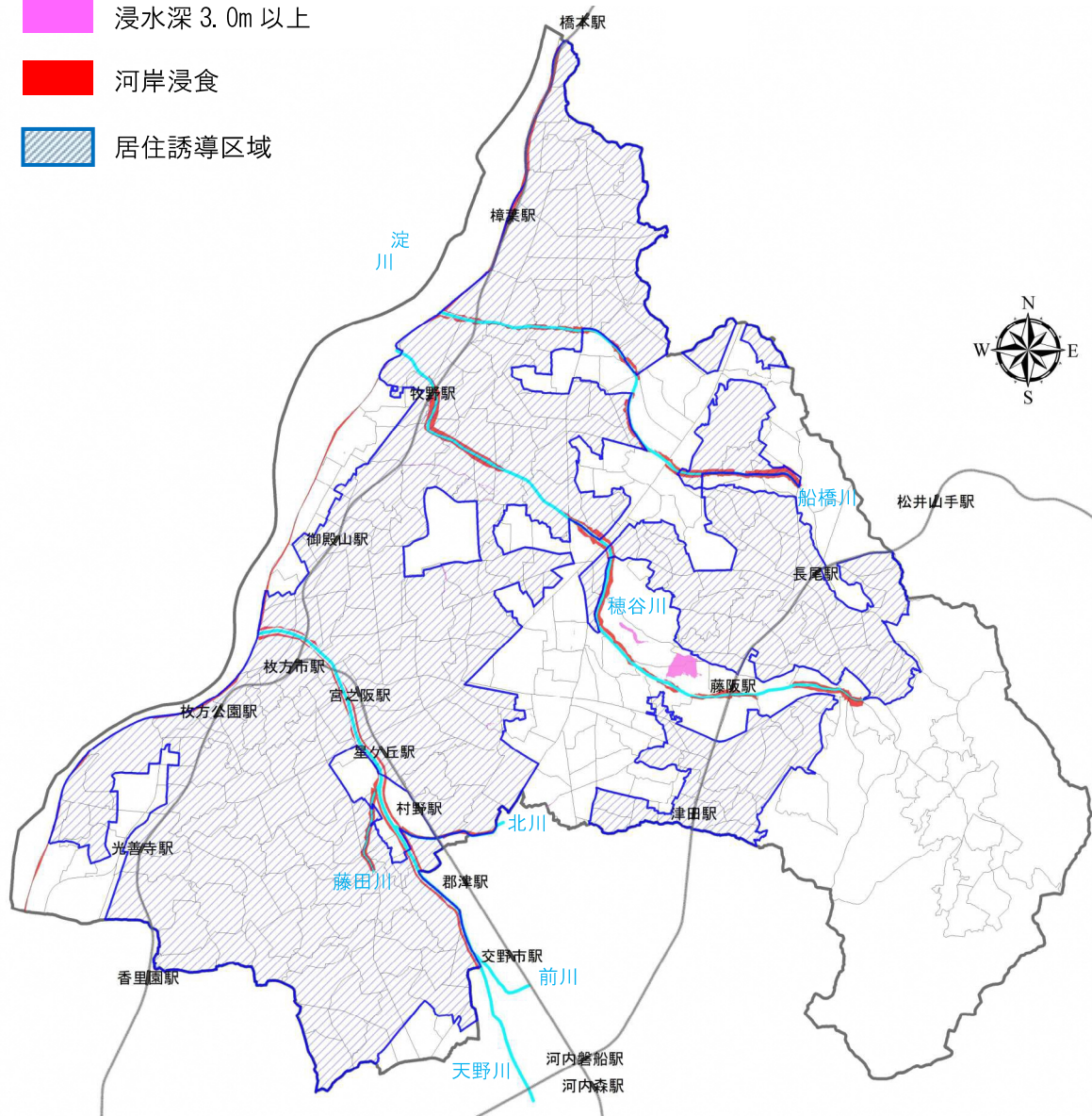
災害のおそれがある区域

- ・ 災害危険区域 (建築基準法第39条)
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条)
- ・ 土砂災害警戒区域
 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条)
- ・ 土砂災害特別警戒区域
 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条)
- ・ 洪水浸水想定区域 (水防法第14条)のうち、下記区域

洪水浸水想定区域 (計画規模)	: 浸水深 3.0m 以上
洪水浸水想定区域 (想定最大規模)	: 家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸浸食)

[凡例]

- 浸水深 3.0m 以上
- 河岸浸食
- 居住誘導区域



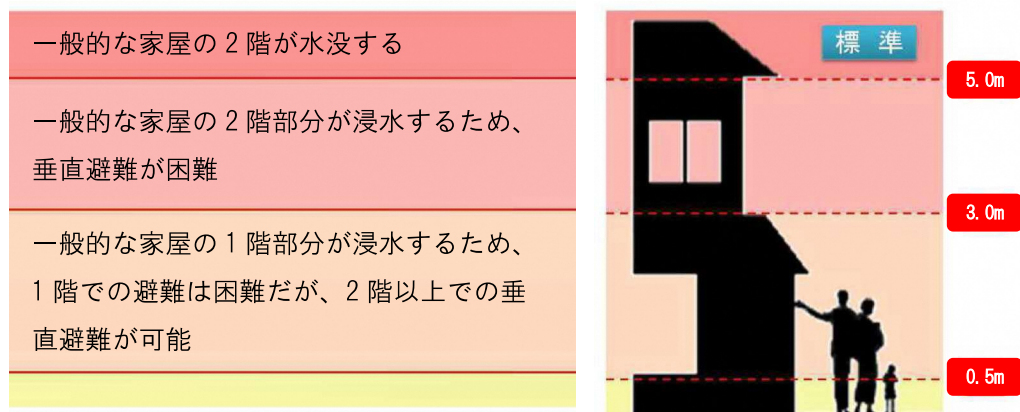
<洪水浸水想定区域の取扱い>

近年、頻発・激甚化する水災害に対応するには、リスクの低い地域へ居住や都市機能を誘導するなど、コンパクトで安全なまちづくりを推進することが重要です。

平成27(2015)年に改正された水防法第14条で規定する洪水浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨により河川の氾濫等が発生した場合に浸水が想定される区域であり、発生する確率は非常に低い一方で、河川整備等のハード対策では対処が困難となる大規模な洪水を想定しています。

本市は既存市街地を中心に水災害リスクのある地域が広範囲に分布していることから、防災・減災対策によりリスクを軽減しつつ、一定のリスクがあることを認識し、受け止めたうえでまちづくりを進めていく必要があります。一方で、リスクが高く居住や都市機能の立地を避けるべき地域については、都市的土地利用や居住の誘導を図るべきではないと考えます。

これらのことを踏まえ、人命に関わるような深刻な被害に繋がる可能性が高い水災害リスクやその発生頻度が高いエリアについては、必要なハード対策とソフト対策(第4章 防災指針)の実施状況や見込み等を総合的に勘案し、居住誘導区域を設定します。



注) 国土交通省 洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)より

(参考)第11版 都市計画運用指針(令和3年9月) ※令和3年10月1日一部改正

居住誘導区域

【基本的な考え方】

- ・人口減少の中であっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域
- ・居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきである。

【居住誘導区域を定めることが考えられる区域】

- ア 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- イ 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ウ 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

【居住誘導区域に含まないこととされている区域】

- ア 都市計画法に基づく市街化調整区域
- イ 建築基準法に基づく災害危険区域のうち、条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域
- ウ 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域、農地法に基づく採草放牧地等
- エ 自然公園法に規定する特別地域、森林法に基づく保安林の区域、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域 等
- オ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域
- カ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域
- キ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域

【居住誘導区域に含まないこととすべき区域】

- ア 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害特別警戒区域
- イ 災害危険区域(上記イに掲げる区域を除く。)

なお、津波災害特別警戒区域において市町村が定める条例により住宅等についても特定開発行為及び特定建築行為の許可に係らしめる場合や災害危険区域において災害防止上必要な建築物の建築に関する制限の定める場合は、これらの区域内における新たな施設や住宅等の立地に当たって必要な対策が講じられることとなる。これらの規制に加え、避難路・避難場所や警戒避難体制の整備等、想定される災害に対して必要なハード・ソフトの防災・減災対策が講じられている土地の区域については、関係部局と協議の上、居住誘導区域とすることが考えられる。

【それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は含まないこととすべき区域】

- ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域
- イ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域
- ウ 水防法に基づく浸水想定区域
- エ 特定都市河川浸水被害対策法に基づく都市洪水想定区域及都市浸水想定区域
- オ 各法令等に規定する調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域

【居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域】

- ア 工業専用地域、流通業務地区、法令により住宅の建築が制限されている区域
- イ 特別用途地区、地区計画などのうち、条例により住宅の建築が制限されている区域
- ウ 過去に住宅地化を進めたもの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域
- エ 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域

【留意すべき事項】

- ・ 今後人口減少が見込まれる都市においては、現在の市街化区域全域をそのまま居住誘導区域として設定すべきでない。また、原則として新たな開発予定地を居住誘導区域として設定すべきではない。
- ・ 市町村の主要な中心部のみをその区域とするのではなく、地域の歴史や合併の経緯等にも十分留意して定めることが望ましい。
- ・ なお、市街地の周辺の農地のうち、**田園住居地域内のまとまりのある農地**や生産緑地地区など将来にわたり保全することが適当な農地については、居住誘導区域に含めず、市民農園その他の都市農業振興施策等との連携等により、その保全を図ることが望ましい。

2)居住環境保全区域

①居住環境保全区域の考え方

居住誘導区域外においても、既に住宅が立地し、一定の居住者がある状況を踏まえ、人口減少の中においても、公共交通の交通利便が低下することがないように努めるとともに、災害の発生が懸念されるエリアでは、その対策や防除を図っていくなど、居住環境の保全を図っていく必要があるため、居住環境保全区域の設定を行います。

②居住環境保全区域の設定

○対象区域

- ・居住環境の保全を促進していく区域・・・約96ha(1箇所)

既に一団の住宅地が形成されており、自然環境と調和した良好な居住環境の保全を図るべきエリア

- ・住工協調区域・・・約268ha(4箇所)

工業地域、準工業地域において、住工が混在しつつあり、工場などの操業環境の維持、保全と居住環境の保全を図るべきエリア

- ・市条例により、一定の開発行為が緩和される区域・・・約63ha(4箇所)

市街化調整区域において、都市計画法第34条第11号に基づき条例で指定される区域で、周辺環境と調和を図りつつ、既に形成されている住宅地の居住環境を保全していくべきエリア

- ・市街化区域内の災害のおそれのある区域(災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域の一部)で、上記のいずれの区域にも該当しないもの

なお、区域の界線については、地形地物や用途地域の境界などを踏まえて設定を行います。

(対象区域に含めないこととする区域)

居住の誘導を行う区域

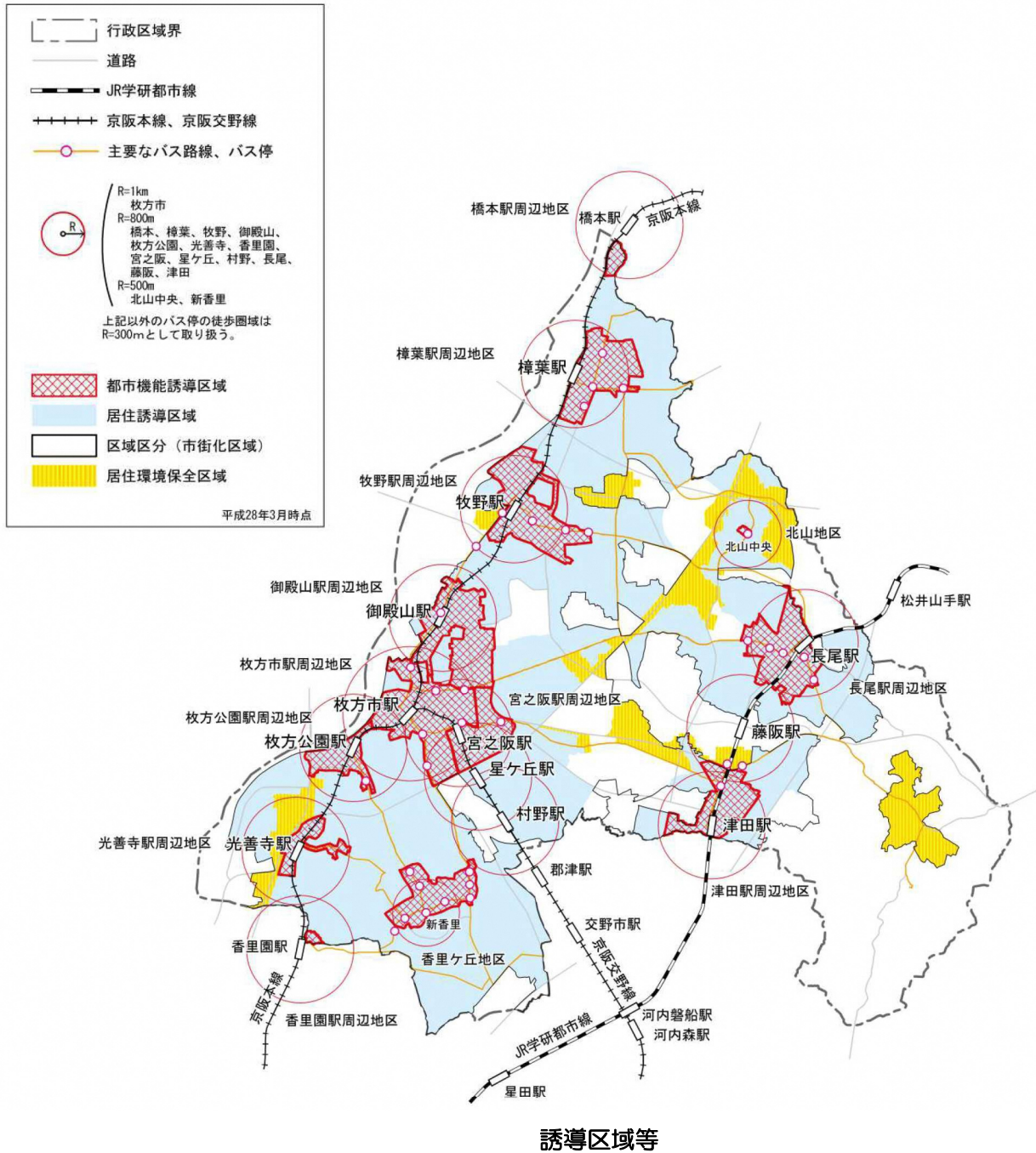
- ・居住誘導区域(都市再生特別措置法第81条)

主として居住以外の目的の土地利用が想定される区域

- ・工業専用地域(都市計画法第8条)
- ・生産緑地地区(都市計画法第8条)

4)誘導区域等の設定

居住誘導区域、居住環境保全区域、都市機能誘導区域を以下のように設定します。



注)居住誘導区域、都市機能誘導区域には、災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、生産緑地地区の一部、洪水浸水想定区域の一部を除きます。

注)居住環境保全区域には、市街化区域内の災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域の一部は含まれます。また、生産緑地地区については除きます。

(4)居住及び都市機能に関する取り組みについて

本市では、人口減少への対応を図るため、本市の人口の現状や将来展望を示した「人口ビジョン」と、ビジョンで示す将来展望を踏まえ、令和元(2019)年度までの5年間で集中的に行っていく施策をまとめた「総合戦略」で構成する「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定(平成28(2016)年3月)しました。現在、令和2(2020)年度を始期とする第2期の総合戦略を策定し、これらの施策についての取り組みを進めており、この総合戦略に記載された施策については、人口減少などに対応し、本市が取り組むべき重要施策となっています。

本計画においては、これらの施策を踏まえつつ、本計画の目標を達成するために必要となる居住及び都市機能に関する施策の方向性を示します。

1)居住に関する事項

居住誘導区域や居住環境保全区域においては、以下に示すとおり快適で暮らしやすく、安全で安心な居住環境づくりなど、居住に関して取り組む主要な施策の方向性を示します。

【快適で暮らしやすい居住環境づくり】

- ・市民生活の利便性向上や環境負荷の低減などを図るため、効率的で利便性が高く、持続可能な公共交通環境の整備を図るとともに、公共交通の利用の促進などを図ります。
 - 総合交通計画に基づく取り組みの推進
 - 道路や駅前広場の整備などによる交通結節点機能の強化
 - 公共交通の利用促進や啓発
- ・市内の自動車交通を円滑に処理し、バス路線における渋滞などの解消や住宅地などへの通過車両の抑制などのために、都市計画道路の計画的な整備などの市内道路ネットワークの充実を図ります。
 - 枚方藤阪線、牧野長尾線、御殿山小倉線、中振交野線、長尾春日線、楠葉中宮線、長尾杉線、北山通線などの市内道路ネットワークの整備
- ・交通渋滞の緩和や安全な交通環境の確保などを図るため、京阪本線の寝屋川市駅から枚方市駅間の鉄道を高架化する連続立体交差事業を進めるとともに、生活道路などの整備・改善を図ります。
 - 京阪本線(寝屋川市・枚方市)連続立体交差事業の推進
 - 環境側道などの関連施設の整備

- ・今後、増加することが見込まれる管理不良な空き家・空き地の発生抑制などを図るため、空き家・空き地の適正管理及び活用を促進します。

- 老朽化し危険な状態になっている特定空家等に対する措置

- 空き家の利活用を含めた対策計画に基づいた空き家・空き地の適正管理に関する施策の推進

- 空き家を活用して若者世帯や子育て世帯の転入・定住促進を図る補助、マイホーム借り上げ制度の普及

- ・良好な居住環境などの形成のために、身近なみどりの機能向上や農地の保全・活用に取り組みます。

- 市民の身近なみどりとして、地域ニーズの変化に応じて公園を充実させるため、公園の再生・再編・整備

- 道路沿道のみどりの充実や河川沿いの自然巡回路の整備・充実を図るとともに、歴史資源に配慮しながら、旧街道沿いのみどりの保全と創出

- 生態系の維持や田園景観の形成、洪水・内水氾濫の抑制など多様な機能を持っている農地の保全、活用

・秩序ある調和のとれたまちづくりを目的として、良好な居住環境の保全及び形成を図るために、民間開発を通じた指導・誘導に取り組みます。

【安全、安心な居住環境づくり】

- ・日常生活において安全に歩行できるよう、快適な歩行空間、自転車空間の整備に取り組みます。

- 市内の主要道路や鉄道駅周辺などにおけるバリアフリー化の促進

- 市内主要駅周辺における自転車通行空間の整備

- 快適な歩行者空間の整備

- ・地震などの災害発生時に、被害を軽減できるよう、建築物の耐震化など、災害に強い都市づくりを進めます。

- 建築物の安全性に関する指導・助言など

- 民間の住宅・建築物の耐震診断、耐震改修などの促進

- 水道施設の計画的な耐震化及び緊急遮断弁の設置

- 枚方市地域防災計画に基づく土砂災害予防対策の推進

- ・道路、橋梁、上下水道などの都市基盤の計画的な維持管理を図ります。

- 橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁やその他道路施設の適切な維持

- 上水道施設整備基本計画の策定及び水道施設の適切な維持

- 下水道長寿命化に向けた取り組みの推進や下水道施設の適切な維持

2)都市機能に関する事項

①税制上の特例措置や金融支援

市町村が立地適正化計画に定めた誘導施設を、都市機能誘導区域への立地を促進するため、事業用資産の買換特例や誘導すべき都市機能の整備の用に供する土地などを譲渡した場合の特例などの所得税や法人税、固定資産税、都市計画税などに関する税制上の特例措置が設けられています。

また、一定の要件を満たす民間事業者の整備する都市機能誘導区域内の誘導施設の整備事業について国の支援制度が設けられているほか、民間都市開発推進機構による金融上の支援措置も講じられています。

②市が取り組む事項

【市有財産の最適化や有効活用】

既存ストックの有効活用と都市機能の拡散防止を促進し、コンパクトな都市を実現化する考え方を基本とし、市有財産については以下の取り組みを位置づけます。

- ・市が所有する公共施設の機能の見直しや、総量の最適化などを進めることを基本的な考え方として、施設機能の統廃合や施設更新に合わせた合築などによる公共施設の複合機能化を促進し、効率的で効果的な行政サービスの提供を図ります。
- ・市街地開発事業や公共施設の整備改善を伴う誘導施設整備などの計画的な整備事業においては、本市が所有する土地などを誘導施設に必要な用地などとして有効活用することについて、個別で検討します。

【市が実施する施策】

本市では、市街地開発事業や公共施設の整備改善を伴う誘導施設整備などの計画的な整備事業などを実施し、必要に応じて国の支援制度の活用を検討します。

以下においては、既に都市再生整備計画を作成し、取り組みを進めているものや、将来的に実現化を図っていくものを記載します。

○都市再生整備計画事業（都市構造再編集集中支援事業）

平成27(2015)年に都市再生整備計画を作成した「枚方市駅周辺地区」、「香里団地センター地区」については、教育、文化、子育て支援施設や公共施設等の整備改善を行う事業を実施しました。

「枚方市駅周辺地区」では引き続き、令和3(2021)年に都市再生整備計画を作成し、地域資源を生かした拠点機能の強化と公民連携での交通環境の改善による市の“玄関口”におけるまちの賑わい創出とウォーカブルなまちづくりの取り組みを推進します。

○枚方市駅周辺再整備

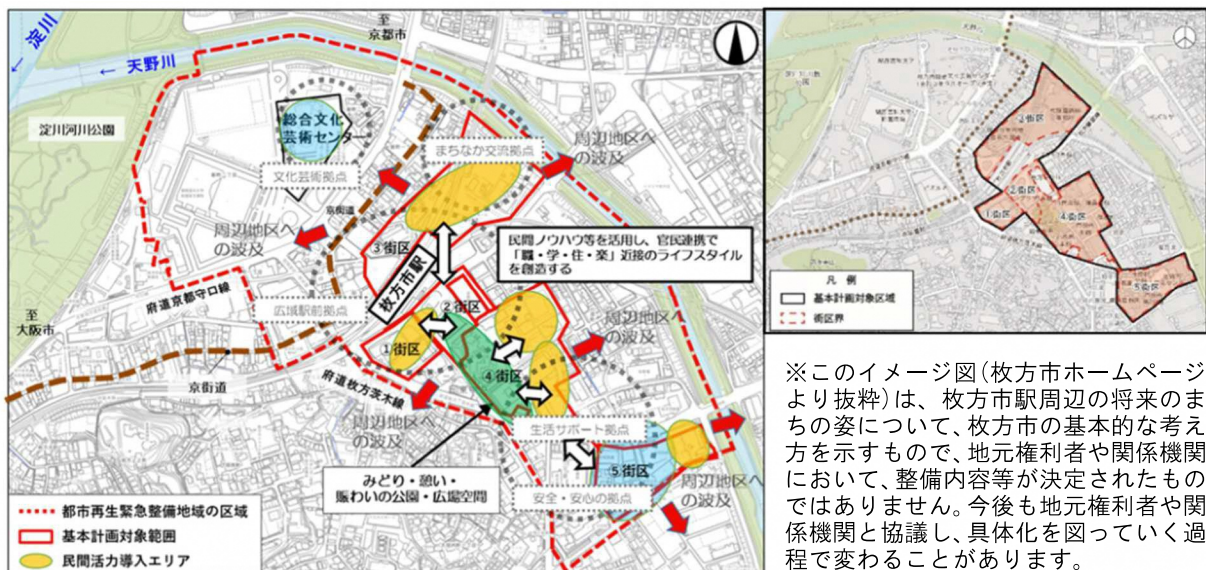
枚方市駅周辺地区は、1日当たり約9.5万人以上の乗降車人員となっている枚方市駅や、その駅前広場においては、1日当たり約千便、乗降車人員約4万人の市内各所に向かう複数の路線でバスが運行しているなど、本市の主要な交通機能を担っている交通結節点が形成されており、こうした交通利便性の良さを生かし、広域中心拠点の形成に取り組みます。

また、令和2(2020)年1月に、民間事業者などが行う都市開発事業に対する様々な支援策や規制緩和などが可能となる「都市再生緊急整備地域」に指定されたことを踏まえ、制度を活用した民間活力の導入促進やまちの魅力と価値を継続して高めていくためのエリアマネジメントの仕組みづくりなどに取り組みます。

こうした取り組みを具体化するために、令和3(2021)年3月に策定した「枚方市駅周辺再整備基本計画」及び「枚方市新庁舎整備基本構想」に沿って、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの事業手法を活用して、行政機能の再編や土地の高度利用などにより、まちにゆとりを創出し、ウォーカブルなまちの実現をめざします。

【具体的な取り組み】

- ・枚方市駅前においては、生涯学習機能と図書館機能の連携をはじめ、本庁舎の分室として市民窓口機能の拡充や各種相談機能など行政サービスの再編に向けて取り組みます。また、本再編に伴い現保健センター内に保健所機能を移転します。
- ・本再編を進めることにより、高齢者をはじめ、妊娠期から子育て期に至る行政サービスを一体となって提供する拠点を整備することで、枚方市駅周辺の魅力や行政サービスの質、市民の安全性・利便性の向上を図ります。
- ・都市計画公園（岡東中央公園）と連続した大空間の確保による駅前交通広場の拡充など、既存の道路環境を有効活用しながら円滑な交通動線が図られるよう交通基盤を整備し、駅前交通広場の通過交通抑制や安全・安心な歩行者空間の形成、公共交通の利便性向上を図ります。
- ・新庁舎整備については、「枚方市における国・府・市有財産の最適利用推進連絡会議」において新庁舎建設位置を市役所分館・北河内府民センター敷地とする方向性を確認しており、今後、具体化に向けた取り組みを進めていきます。



全体整備イメージ

※このイメージ図(枚方市ホームページより抜粋)は、枚方市駅周辺の将来のまちの姿について、枚方市の基本的な考え方を示すもので、地元権利者や関係機関において、整備内容等が決定されたものではありません。今後も地元権利者や関係機関と協議し、具体化を図っていく過程で変わることがあります。

○光善寺駅周辺整備

京阪本線連続立体交差事業による鉄道施設の高架化とあわせ、組合施行の市街地再開発事業による道路や駅前広場などの都市基盤の整備を推進します。また、駅前の土地の高度利用を図ることによって、都市機能及び都市居住の誘導や施設建築物の不燃化などによる防災機能の向上を図り、鉄道駅を中心としたコンパクト・プラス・ネットワークの形成による良好な市街地環境の整備と地域の活性化を進めていきます。

○香里団地の再生

香里ヶ丘地区については、バス停新香里を交通の要として運行するバスの交通利便に支えられ、多くの居住者が生活し、地域の中心機能を担っている拠点が形成されています。

近年では、UR(独立行政法人都市再生機構)により、長期に渡り大規模な再生事業が進められており、建替えされた団地への入居や団地跡地の売却に伴う新たな住宅開発に伴う居住が促進されるとともに、都市機能の更新や新たな施設立地など、街全体のリニューアルが進みつつあります。

本市では、UR や多様な関係団体との連携により、良好な居住環境づくりを促進するとともに、医療、福祉、教育・文化などの都市機能の充実などを図ります。

【国の支援を受けて市が実施、支援する施策】

- ・都市機能誘導区域内の誘導施設に対しては、市街地開発事業や公共施設の整備改善を伴う誘導施設整備などの計画的な整備事業において、国の支援を受けて市が実施する施策及び市が民間事業者支援する施策を、個別に検討を行うこととします。

③緩和制度を活用した都市拠点形成誘導ガイドライン

- ・鉄道駅周辺等の都市拠点においては、都市機能の誘導や増進、耐震性の不足した老朽化建築物の更新、滞留空間や歩行空間が乏しい市街地環境の改善など、より一層の拠点性を高めていくための都市再生の取り組みを進めることが求められており、積極的な都市再生に貢献する民間開発を誘導していくことを目的として、令和2(2020)年1月に「緩和制度を活用した都市拠点形成誘導ガイドライン」を策定しました。

- ・本ガイドラインでは、都市機能誘導区域等を対象区域として、高度利用地区や高度利用型地区計画、特定用途誘導地区などの緩和制度の運用に関する本市の考え方を整理し、予め示すことで、利便性や魅力の向上に資する民間主導の都市再生の取り組みを誘導し、都市機能の増進や都市居住の誘導等を総合的に推進していきます。

第4章 防災指針

(1)防災指針とは

1)背景

近年、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨をはじめとする激甚な水災害が全国各地で発生しており、本市においても平成24年8月集中豪雨や平成25年9月台風18号による豪雨などにより甚大な水災害が発生しています。

今後、気候変動の影響による降雨量の増加や海面水位の上昇に伴い、さらに水災害が頻発・激甚化することが懸念されています。

このような状況の中、令和2(2020)年9月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画の記載事項として、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための「防災指針」が位置づけられました。

2)基本的な考え方

本指針においては、様々な自然災害のうち、近年、頻発・激甚化が著しい水災害を対象とします。ただし、本市は、洪水や内水による浸水エリアが広範囲に及び、既に市街地が形成されていることから、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難です。このため、居住誘導区域における水災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるために必要な防災・減災対策を本指針に定め、安全なまちづくりの推進を図ります。

(2)水災害リスクの分析

1)水災害ハザード情報等の収集・整理

【ハザード情報】

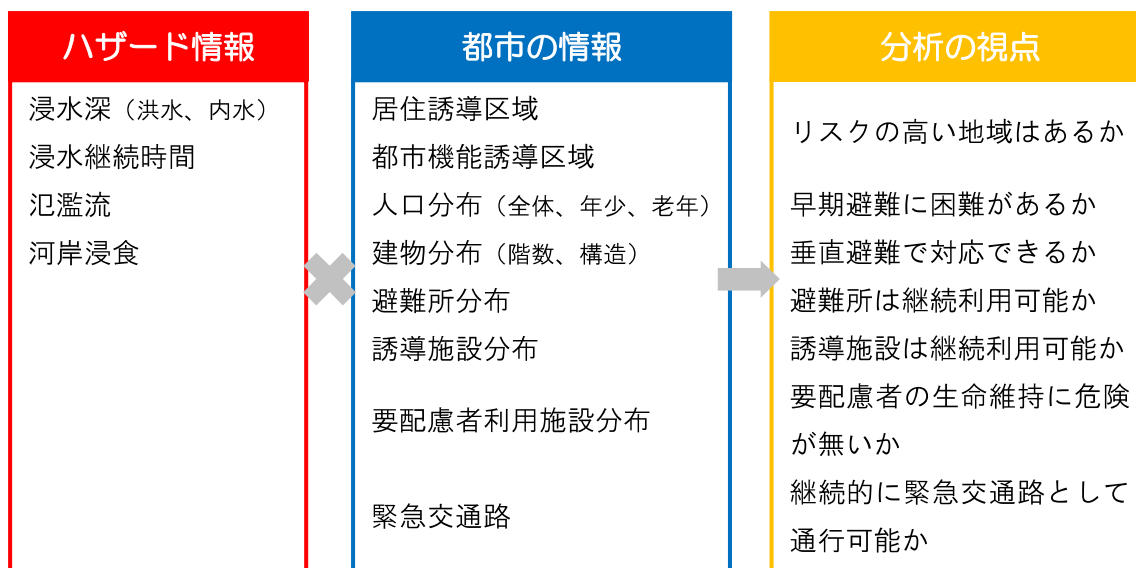
種別	ハザード情報	出典
洪水	浸水想定区域（想定最大規模降雨）	国土交通省
	浸水想定区域（計画規模降雨）	大阪府
	浸水想定区域（浸水継続時間）	
	浸水想定区域（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））	
	浸水想定区域（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食））	
内水	内水ハザードマップ	枚方市防災ガイド

【都市の情報】

項目	情報
人口	人口分布（令和3年5月時点）
都市計画情報	区域区分、居住誘導区域、都市機能誘導区域
都市機能	建物分布、避難所分布、要配慮者利用施設分布、緊急交通路 誘導施設分布（病院、商業施設、保育所、幼稚園、図書館、文化施設）

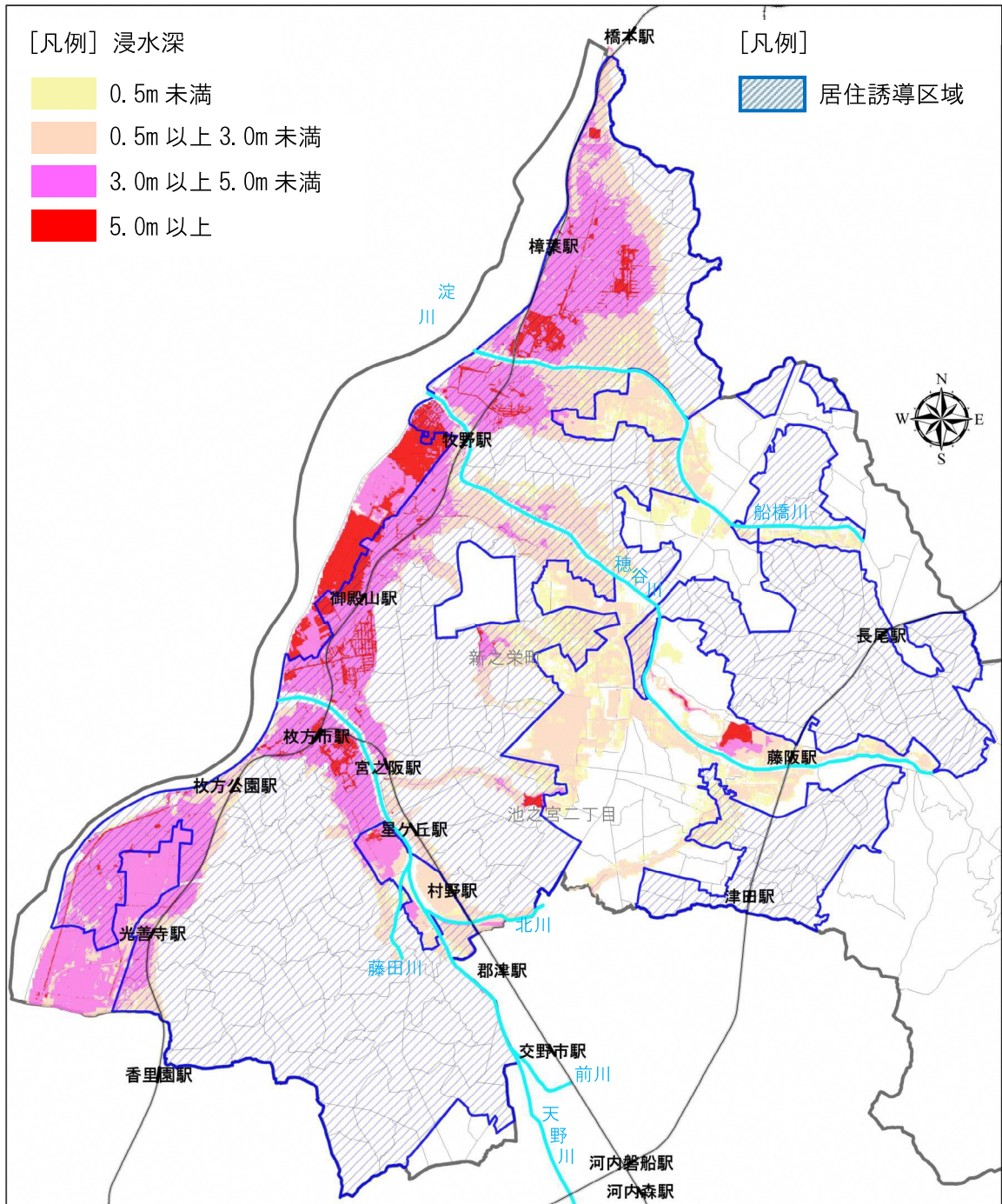
2)水災害リスクの高い地域等の抽出

前項に示したハザード情報と都市の情報を重ね合わせることによって、水災害リスクの分析を行い、防災上の課題を抽出します。



1 浸水深（想定最大規模降雨）

居住誘導区域



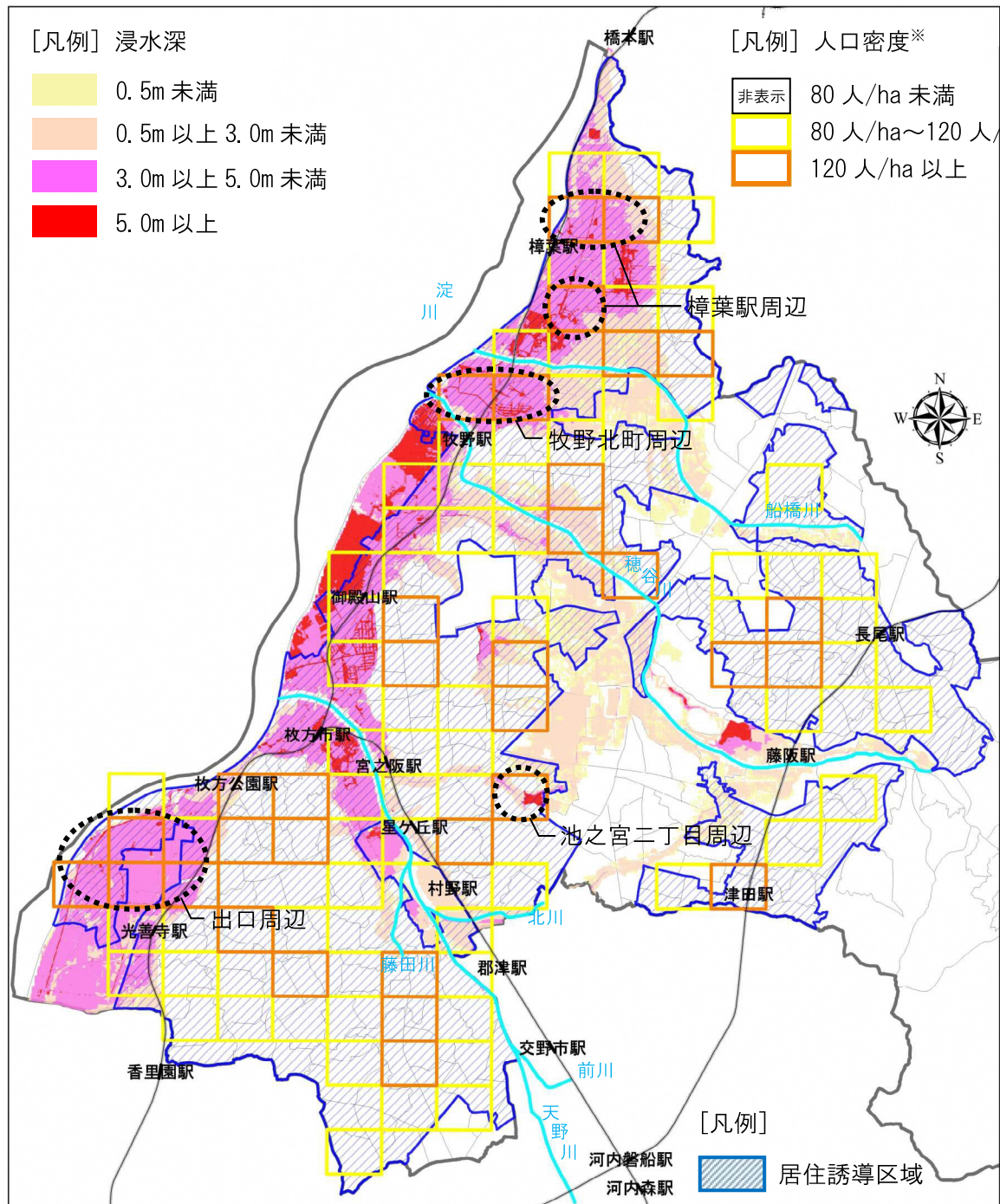
✓浸水深 3m 以上の地域は、家屋が水没する恐れがあるなど、垂直避難が困難となるため早期避難が必要。

単位：約 ha	想定最大規模降雨による	
	浸水想定区域	深3m以上
枚方市全域	6512	1740 (27%)
居住誘導区域	3595	1132 (31%)
		833 (13%)
		609 (17%)

()内はそれぞれの区域における割合

はじめに
 第1章
 第2章
 第3章
第4章
 第5章
 第6章
 附属資料

2-1 浸水深（想定最大規模降雨） × 人口分布（総人口）



✓ 浸水深 3m 以上の地域で、かつ人口密度が高い地域は、特に災害リスクが高い。

単位：約 万人	想定最大規模降雨による 浸水想定区域		深3m以上	
	浸水想定区域	(割合)	深3m以上	(割合)
枚方市全域	39.8	14.0 (35%)	7.7	(19%)
居住誘導区域	36.9	12.9 (35%)	7.0	(19%)

() 内はそれぞれの区域における割合

※人口分布は 500mメッシュデータの人口を 5 つに等比間隔で分類しており、その上位 2 つのメッシュの人口密度を表示している。

2-2 浸水深（想定最大規模降雨）

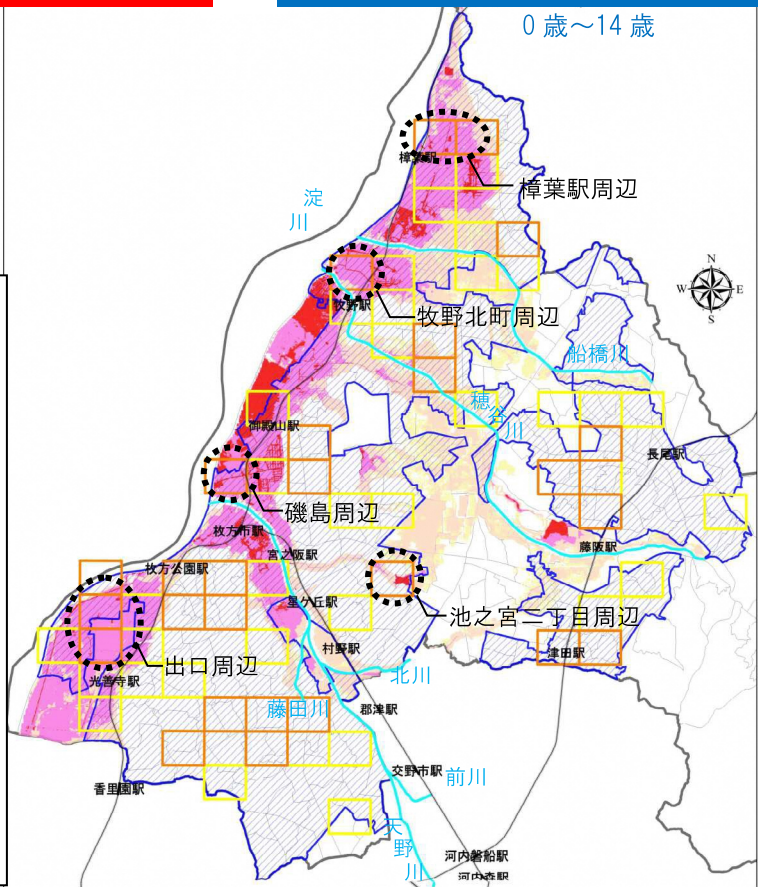
人口分布（年少人口）

[凡例] 人口分布※

非表示	300 人未満
	300 人～400 人
	400 人以上

✓浸水深 3m 以上の地域で、年少人口(0 歳～14 歳)の密度が特に高い地域では、災害リスクが高まる前の早期避難が必要。



※人口分布は 500mメッシュ単位の人口を 5 つに等比間隔で分類しており、その上位 2 つのメッシュの人口密度を表示している。



2-3 浸水深（想定最大規模降雨）

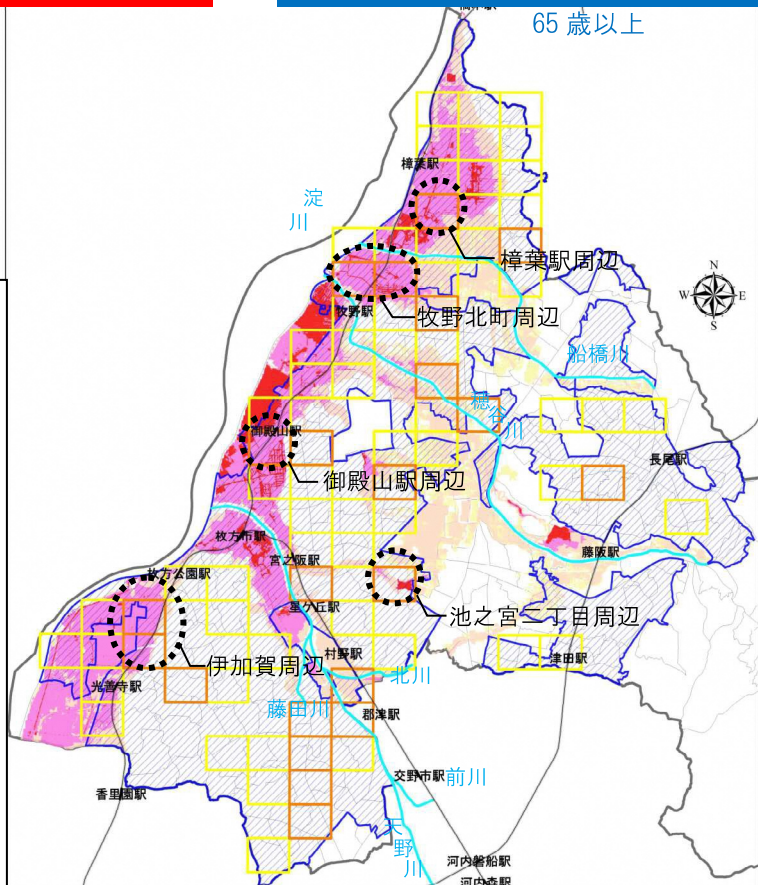
人口分布（老年人口）

[凡例] 人口分布※

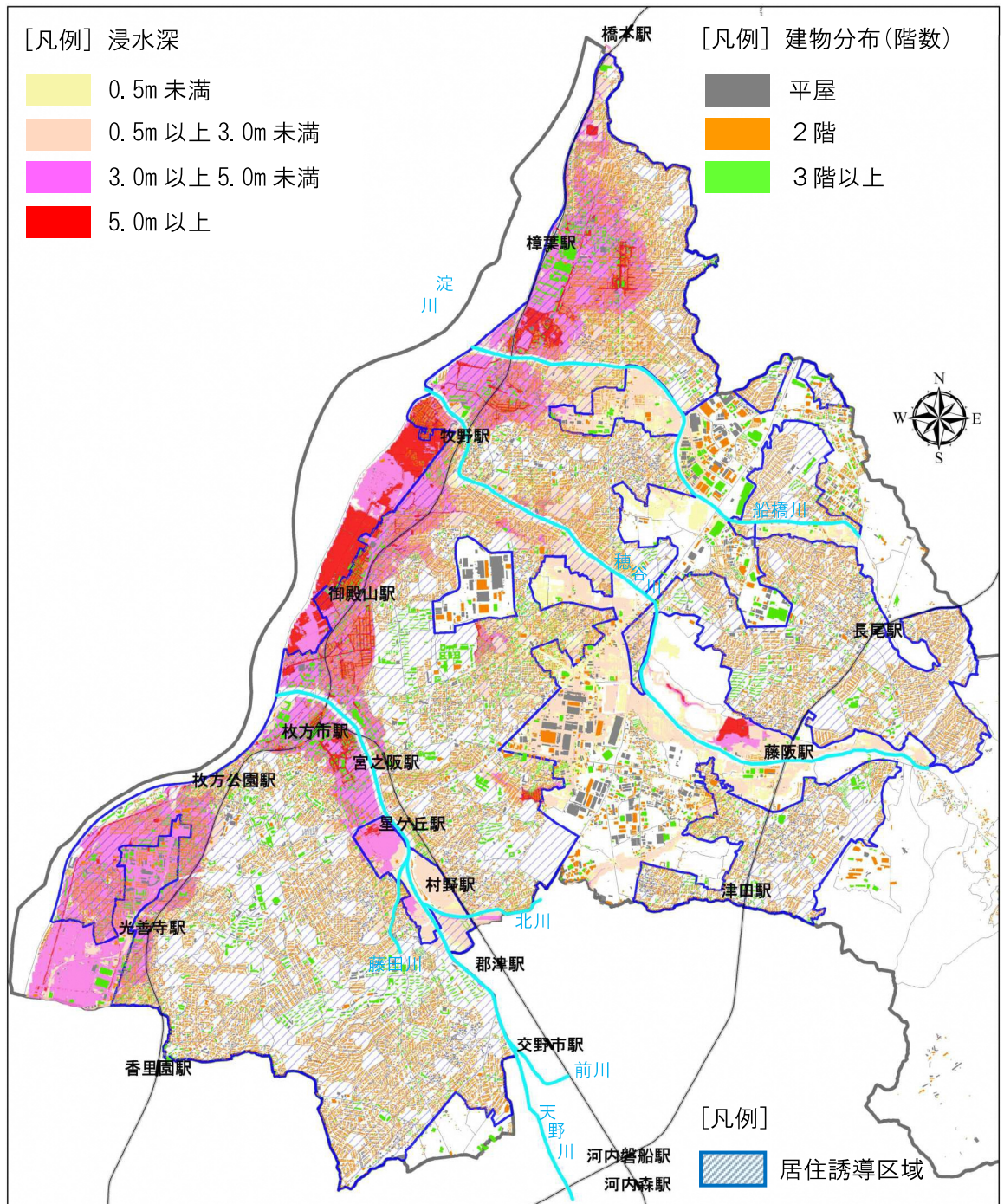
非表示	700 人未満
	700 人～1000 人
	1000 人以上

✓浸水深 3m 以上の地域で、老年人口(65 歳以上)の密度が特に高い地域では、災害リスクが高まる前の早期避難が必要。

※人口分布は 500mメッシュ単位の人口を 5 つに等比間隔で分類しており、その上位 2 つのメッシュの人口密度を表示している。



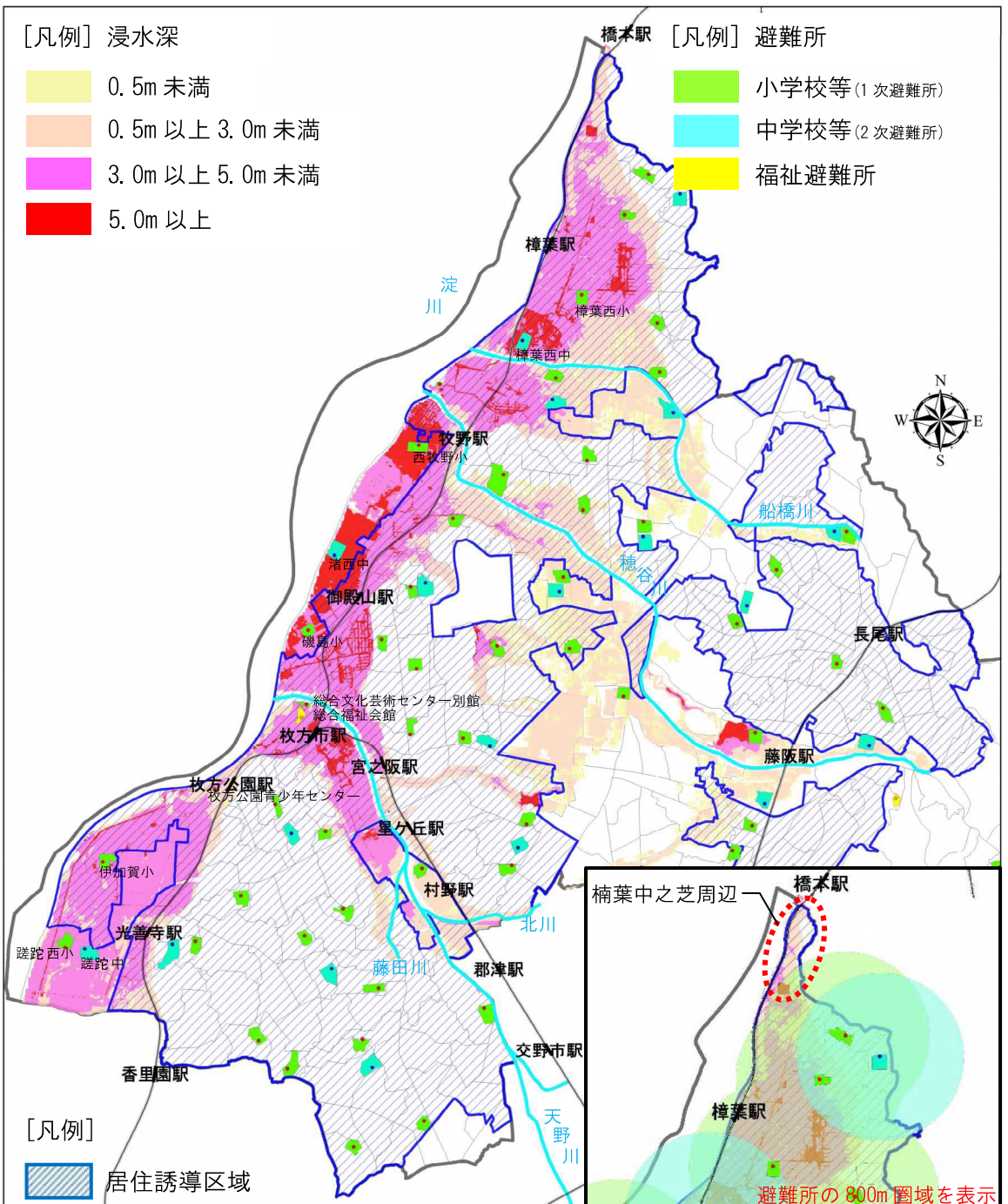
3 浸水深（想定最大規模降雨） × **建物分布（階数）**



✓ 浸水深 3m 以上の範囲では、逃げ遅れた場合等、人命に関わるような緊急時において、3階以上の建物を活用した垂直避難が有効。

単位：約 万戸	全戸数	階数		
		1階	2階	3階以上
枚方市全域	13.4	2.6	9.3	1.5
居住誘導区域	12.0	2.2	8.4	1.4
想定最大規模降雨による浸水想定区域	4.0	0.6	2.8	0.6
浸水深3m以上の範囲	2.0	0.2	1.4	0.4

4 浸水深（想定最大規模降雨） × 避難所分布



- ✓ 浸水深3m以上の範囲に立地する避難所は、逃げ遅れた場合等、3階以上を利用して緊急避難が可能であるが、浸水する範囲外の避難所への早期避難を基本とすることなどについて、検討することが必要。
- ✓ 浸水想定区域は、避難所の徒歩圏域（概ね800mを基本）に包含されているが、圏域外となる楠葉中之芝周辺は、特に早期避難が必要。

はじめに

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

附属資料

第4章 防災指針

(2)水災害リスクの分析

5 浸水深（想定最大規模降雨）

誘導施設分布

[凡例]

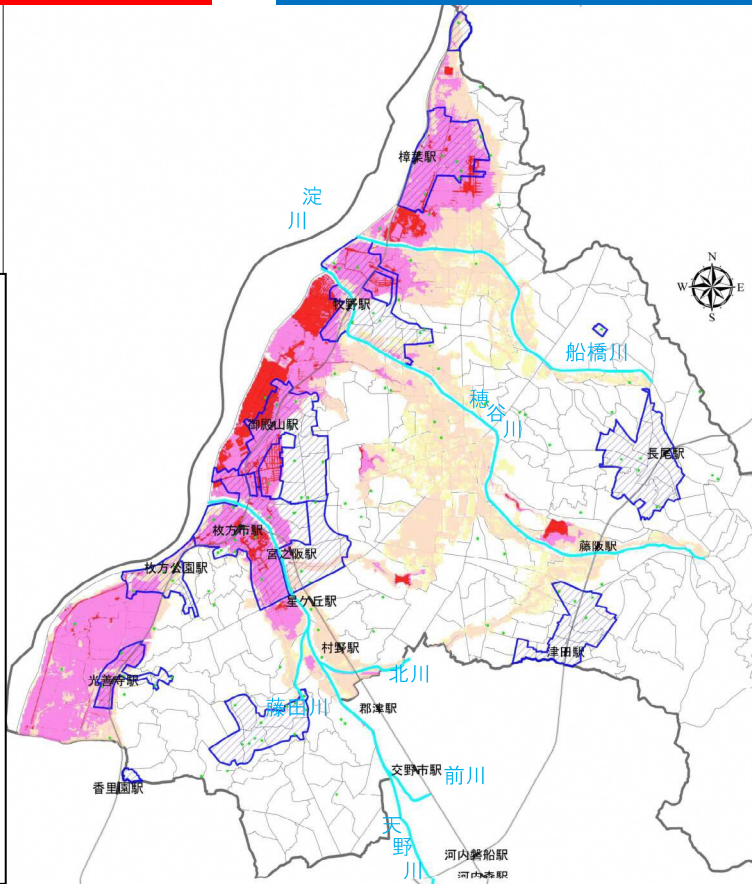


誘導施設



都市機能誘導区域

- ✓都市機能誘導区域約 861haのうち、浸水想定区域が約392ha(46%)を占めており、浸水深 3m 以上の範囲は約300ha(35%)を占めている。
- ✓都市機能を誘導する際には、災害リスクを十分に周知し、対策に努めるよう指導することが必要。



6 浸水深（想定最大規模降雨）

要配慮者利用施設分布

[凡例]

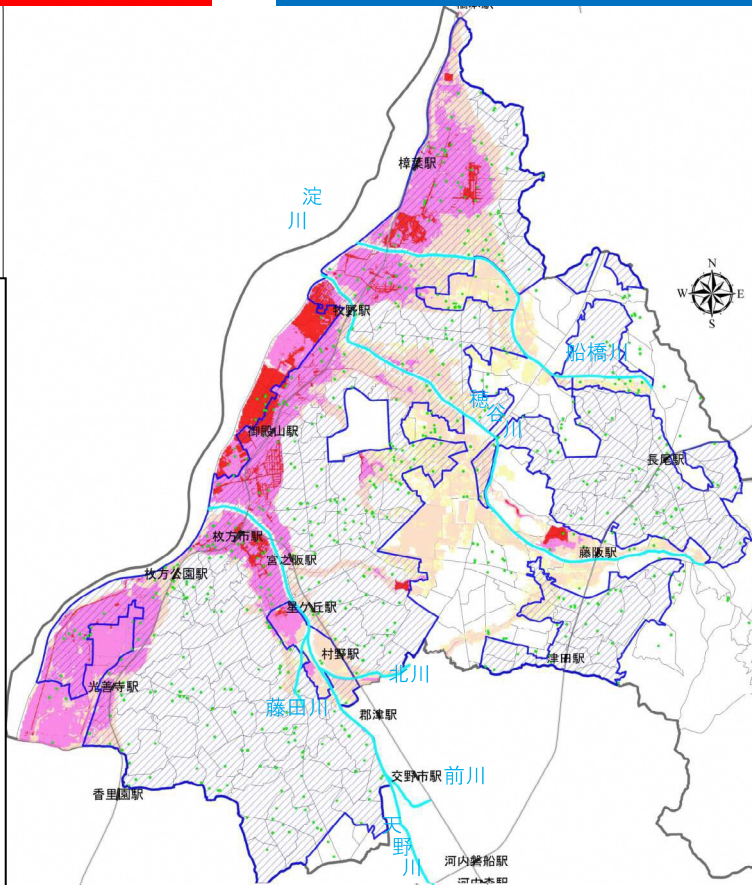


要配慮者利用施設

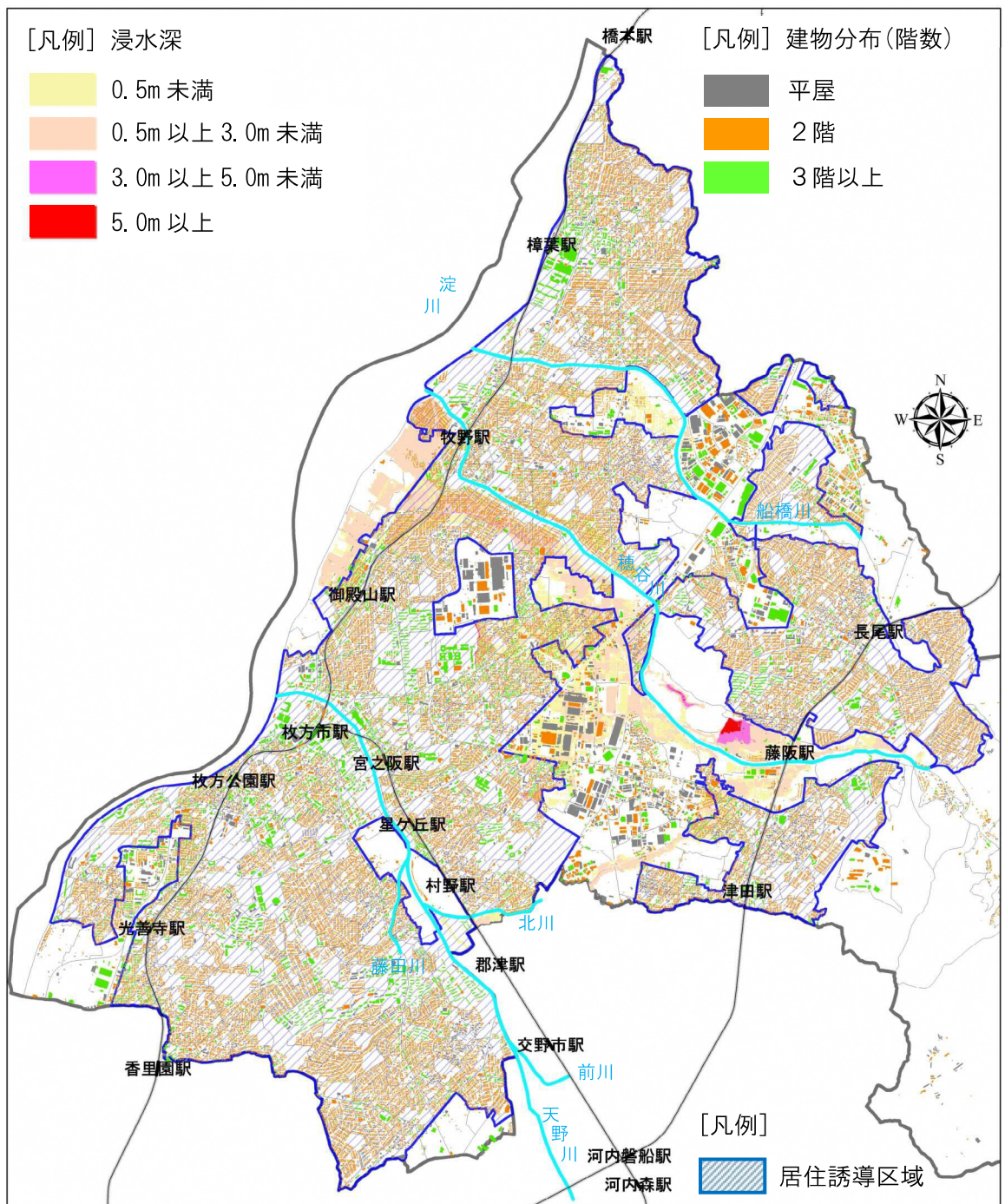


居住誘導区域

- ✓要配慮者利用施設のうち、約 35%が浸水想定区域に立地。
- ✓浸水想定区域に立地する施設は、早期避難が必要。また、逃げ遅れた場合等を想定し、浸水深を考慮して居室を配置することなどについて、検討することが望ましい。



7 浸水深（計画規模降雨） × 建物分布（階数）



- ✓枚方市内の建物は、令和3(2021)年5月時点において約13.4万戸立地し、居住誘導区域内で計画規模降雨による浸水想定区域に約0.7万戸立地している。
- ✓計画規模降雨による洪水で浸水深3m以上の範囲は、想定最大規模降雨と比較して発生頻度が高く、人命に関わるような深刻な被害に繋がる可能性が高いため、特に災害リスクが高い。

はじめに

第1章

第2章

第3章

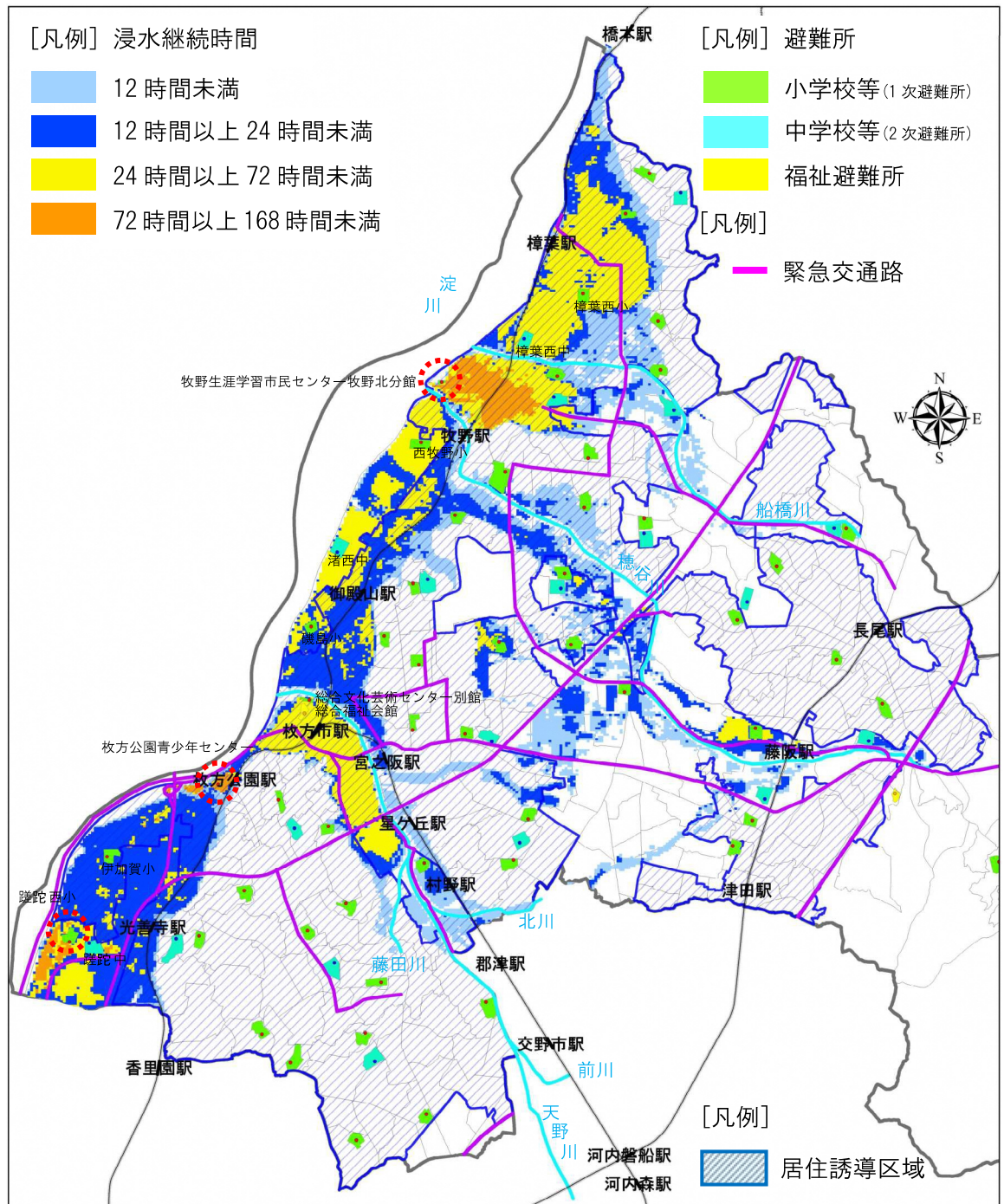
第4章

第5章

第6章

附属資料

8 浸水継続時間 × 避難所分布/緊急交通路



✓生死を分けるタイムリミットは72時間と言われており、一般的にこの72時間を初期の目安とした災害対策が講じられている。このため、72時間以上継続浸水する範囲に立地する避難所は、緊急交通路が遮断され、緊急物資等の確保や備蓄に課題があるため、継続利用が困難となるおそれがある。

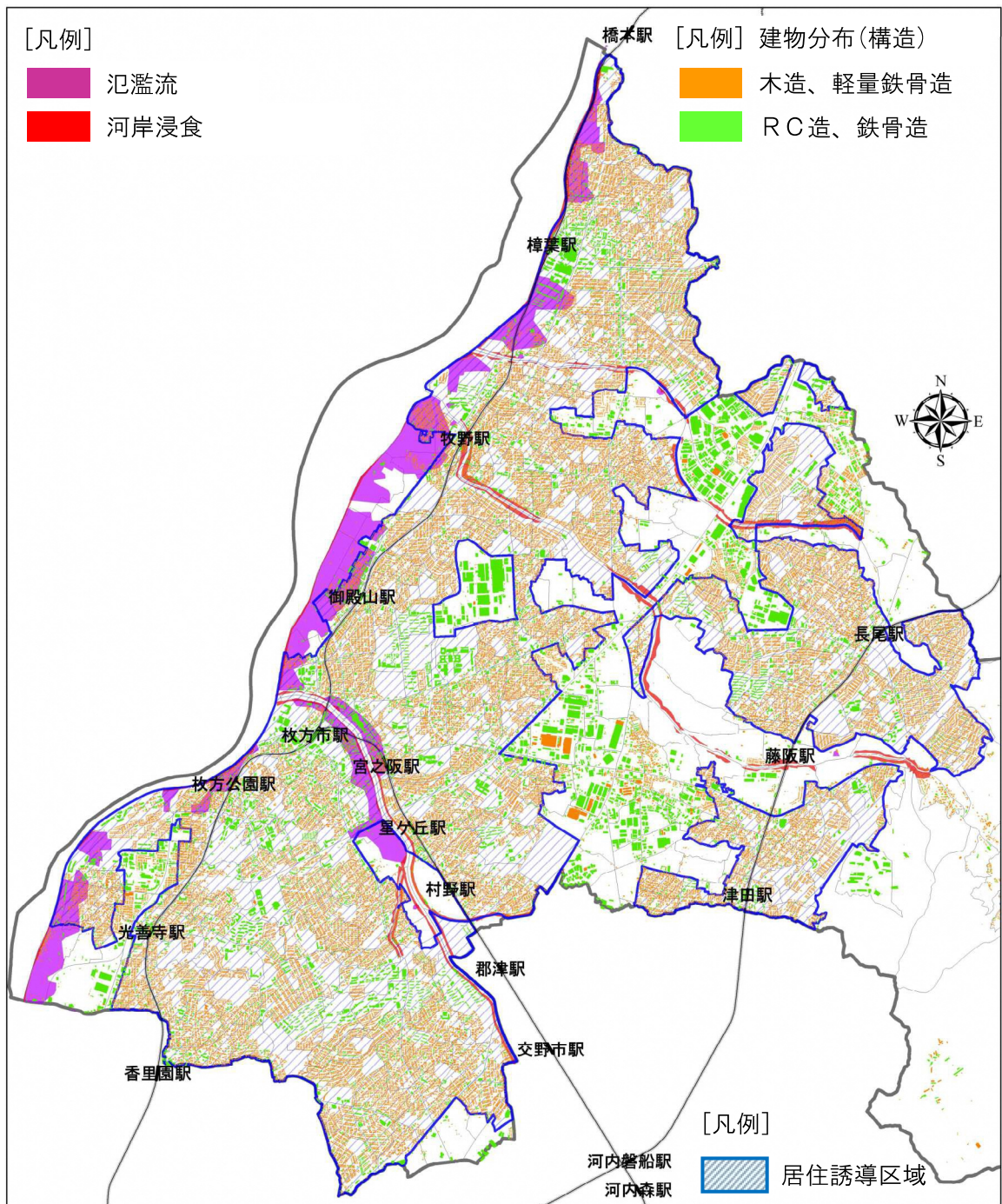
はじめに
 第1章
 第2章
 第3章
第4章
 第5章
 第6章
 附属資料

9

氾濫流＋河岸浸食



建物分布（構造）



- ✓家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）は、洪水時に家屋が流出、倒壊等のおそれがある範囲を示したもので、居住誘導区域内で、この範囲に約0.5万戸の建物が立地しており、このうち、約85%は木造等の建物が占めている。
- ✓木造等の建物は、洪水時に特に流出、倒壊する可能性が高いため、早期避難が必要。
- ✓河岸浸食の範囲は、発生頻度が低いとはいえ、家屋の基礎を支える地盤が流出することで、家屋本体の構造によらず倒壊及び流出の危険が生じるため、特に災害リスクが高い。

単位：ha	氾濫流		河岸浸食	
枚方市全域	6512	279 (4%)	88.1	(1%)
居住誘導区域	3595	165 (5%)	51.6	(1%)

() 内はそれぞれの区域における割合

はじめに

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

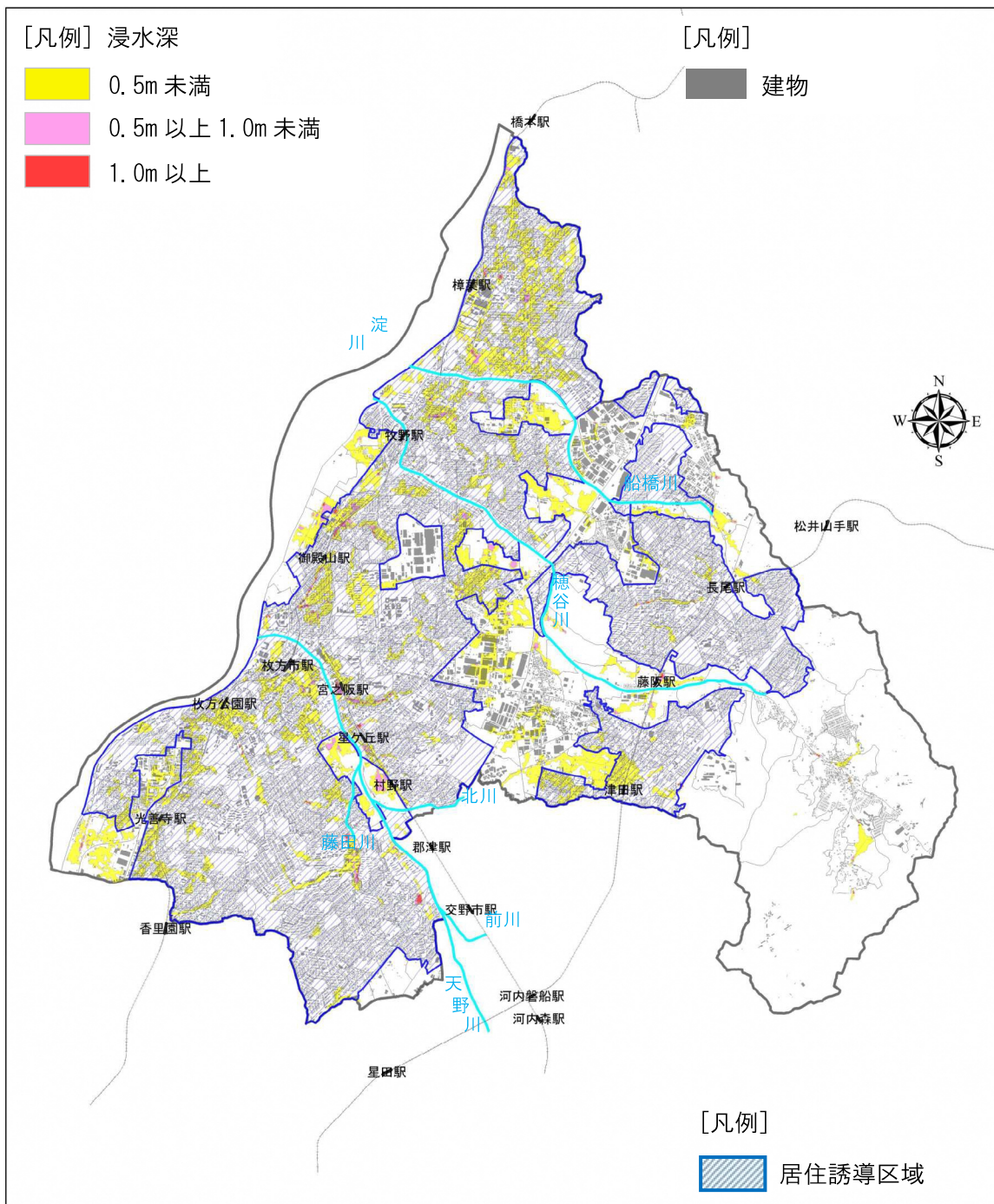
第6章

附属資料

第4章 防災指針

(2)水災害リスクの分析

10 浸水深（内水） × 建物分布

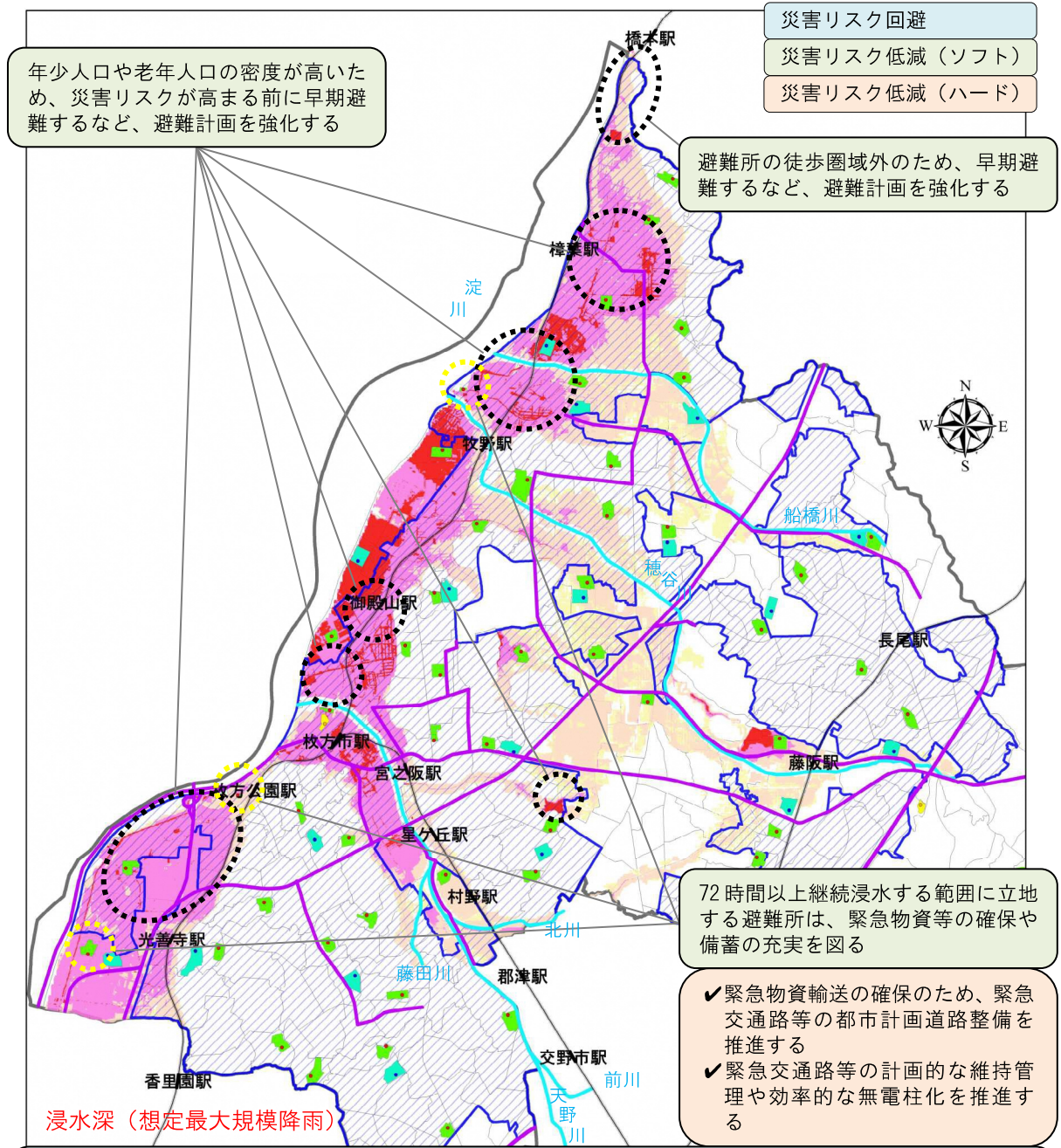


✓枚方市内の建物は、令和3(2021)年5月時点において約13.4万戸立地し、内水により浸水する範囲に約1.9万戸立地しており、居住誘導区域内に限っては約1.8万戸立地している。

単位：ha	内水	
枚方市全域	6512	764 (12%)
居住誘導区域	3595	499 (14%)

()内はそれぞれの区域における割合

(3) 課題の整理と取り組みの方針



✓計画規模降雨の洪水で浸水深3m以上の範囲は、発生頻度が高く、人命に関わるような深刻な被害に繋がる可能性が高いため、居住誘導区域から除外し、災害リスクの周知を図る。

✓河岸浸食が想定される区域は、発生頻度が低いとはいえ、人命に関わるような深刻な被害に繋がる可能性が高いため、居住誘導区域から除外し、災害リスクの周知を図る。

✓河川改修を推進し、河川施設等の点検・整備の充実を図る。

✓円滑な早期避難を促進するため、居住誘導区域外の居住者の利用も考慮して、避難活動に有効となる通学路等の安全確保や道路空間再配分整備を推進する。

✓雨水施設等の整備・充実を図り、下水道床上浸水対策事業を推進する。

✓河川の負担軽減のため、雨水流出抑制施設等の設置を推進・指導する。

✓防災ガイドを配布し、浸水する範囲の周知、防災知識の普及及び意識啓発に努める。

✓氾濫流や河岸浸食が想定される区域は、垂直避難が困難となるため、避難計画を強化する。

✓浸水深が3m以上の範囲に立地する避難所は、浸水する範囲外の避難所への避難を基本とすることについて検討するなど、避難計画を強化する。

✓浸水する範囲に立地する要配慮者利用施設は、早期避難を図り、浸水深を考慮して居室を配置することについて検討するなど、避難計画を強化する。

はじめに

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

附属資料

第4章 防災指針

(4)具体的な取り組みとスケジュール

(4)具体的な取り組みとスケジュール

取り組みの方針を踏まえ、ハード・ソフト両面から災害リスクの回避・低減に必要な具体的な取り組みを設定します。また、取り組みの実施に当たっては、目標年次（2040年）に至るまでの、短期（おおむね5年程度）、中期（おおむね10年程度）、長期（おおむね20年程度）の達成目標についても設定します。

→ 完了予定 ■■■→ 継続実施

	具体的な取り組み	実施主体	実現時期の目標		
			短期 5年	中期 10年	長期 20年
災害 リスク 回避	届出・勧告による居住誘導区域への立地誘導	市	■■■	■■■	■■■
	災害リスクの高い洪水浸水想定区域における新たな開発の抑制	市	■■■	■■■	■■■
	土砂災害特別警戒区域内住宅の移転・補強補助制度	府・市 市民・事業者	■■■	■■■	■■■
	地区計画制度や土地区画整理事業等による宅地地盤の嵩上げ等	市・事業者	■■■	■■■	■■■
災害 リスク 低減 (ハード)	河川改修の推進（穂谷川、前川）	府	■■■	■■■	■■■
	河川施設等の点検・整備	国・府・市	■■■	■■■	■■■
	下水道床上浸水対策事業	市	■■■	■■■	■■■
	公共下水道、排水路、管渠及び雨水ポンプの整備・充実	市	■■■	■■■	■■■
	雨水流出抑制施設等の設置を推進・指導	市・事業者	■■■	■■■	■■■
	高齢者施設等の水害対策強化事業 障害者施設等における防災・減災対策	市・事業者	■■■	■■■	■■■
	緊急交通路等の都市計画道路整備を推進	国・府・市	■■■	■■■	■■■
	緊急交通路等の計画的な維持管理や効率的な無電柱化を推進	国・府・市	■■■	■■■	■■■
	通学路等の安全確保や道路空間再配分整備を推進	市	■■■	■■■	■■■
	止水板の設置	市・市民・事業者	■■■	■■■	■■■
災害 リスク 低減 (ソフト)	防災ガイドの作成・全戸配布	市	完了済み		
	住民の防災知識の普及と意識啓発	市・市民	■■■	■■■	■■■
	学校安全計画に基づく安全教育の充実	市・市民	■■■	■■■	■■■
	地区防災計画の策定	市・市民	■■■	■■■	■■■
	要配慮者利用施設の避難確保計画作成	市・事業者	■■■	■■■	■■■
	避難行動要支援者全体計画の策定	市・市民	■■■	■■■	■■■
	防災訓練の実施・指導	市・市民	■■■	■■■	■■■
	緊急物資等の確保・備蓄	府・市	■■■	■■■	■■■
	市公式LINE等による積極的な情報発信	市	■■■	■■■	■■■
	災害協定の締結	市・事業者	■■■	■■■	■■■

3)公共交通に関する目標値

アクセシビリティ評価でみてきたように、最寄りの公共交通に対するアクセシビリティ(公共交通の利用しやすさ)については、20分^{注)}以内の区域に居住する人口(約34万2千人)の総人口に対する比率(P指標)は約84%となっています。

本計画では、公共交通に関する目標値については、今後、令和22(2040)年時点において、居住誘導とともに、公共交通機能の確保などが図られることにより、現状の良好なアクセシビリティが保たれ続けていくこととして、目標値を約84%として設定します。

また、目標年次の令和8(2026)年時点における中間目標値は、先述と同様の観点から約84%として設定します。

目標値③

『最寄りの公共交通(鉄道駅、バス停)のアクセシビリティ 約84%』

注)アクセシビリティ20分の算出においては、徒歩等(移動速度は分速50m)による移動時間と公共交通(鉄道及びバス)の待ち時間の期待値により算出しています。

4)防災に関する目標値

本計画では、防災指針に基づく具体的な取り組みを推進することにより、安全でコンパクトなまちづくりの形成を図ることとしています。特に、地域の特性や災害リスクに応じた取り組みが重要であるため、地区防災計画の策定の推進を目標とし、目標年次の令和8(2026)年時点において、防災に関する目標値を地区防災計画の策定率100%(小学校区単位)として設定します。

目標値④

『地区防災計画の策定率 100%』